

瑞穂町 緑の基本計画

令和4年3月



はじめに



瑞穂町は、トトロの森で知られる狭山丘陵をはじめ、長岡地区に広がる農地と樹林地が織りなす里山風景など、様々な自然に恵まれています。

こうした自然を将来にわたり守っていこうと、町は、平成11年3月に「瑞穂町緑の基本計画」を策定し、保存樹林地制度の創設による樹林地等の保存をはじめ、さやま花多来里の郷の整備など、様々な施策を実施し、みどりを“まもり、そだて”てまいりました。

現在では市街地に点在する公園や緑地なども、町の魅力として貴重な財産となっています。

近年、みどりの保全に関する考え方は大きく変化しています。平成27年には国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、生態系保護や防災・気候変動対策を中心に、みどりの保全や創出の重要性が再認識されました。

また、自然災害を軽減するためのグリーンインフラや、コロナ禍での3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避するための屋外活動の場など、公園や緑地の多機能性に着目した活用に期待が集まっています。

このような状況の中で、これまでの緑化施策の取組状況や、町民ニーズを踏まえ、更なる緑化施策を図る必要があるため「瑞穂町緑の基本計画」を改定いたしました。

本計画は、令和4(2022)年度から令和23(2041)年度までの20年間の計画で、みどりの将来像を「みらいにずっとほこれる“みどり”あるまち」とし、総合的な緑化計画として一新いたしました。

今後はこの計画に基づき、町民や関係者の皆様との協働により各施策を推進してまいります。

町民の皆様が、みどりと触れ合い共に親しみたくさんの思い出を残していけるよう、みどりの機能を高めていきますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、「瑞穂町緑の基本計画改定」にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました町民や、関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

瑞穂町長 杉浦 裕之

目次

第1章 緑の基本計画について	1
1-1 緑の基本計画について	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の目標年次	2
(4) 計画の対象区域	2
1-2 緑の基本計画におけるみどりとは	3
(1) 対象とするみどり	3
(2) みどりの意義	3
(3) みどりの機能	4
1-3 みどりを取り巻く社会情勢	5
(1) 社会情勢の変化・国の取組方針	5
(2) 瑞穂町のみどりを取り巻く現状	7
第2章 みどりの現状と課題	8
2-1 瑞穂町の概要	8
(1) 位置	8
(2) 地勢	8
(3) 気象	9
(4) 人口	9
(5) 土地利用	10
(6) 市街地整備	11
2-2 瑞穂町のみどりの現状	12
(1) みどり率	12
(2) 施設緑地	14
(3) 地域制緑地	17
(4) 自然・生態系	20
(5) みどりに関する主な文化財	21
(6) みどりに関する主な活動	21
(7) 町民意向	22
2-3 前計画の進捗状況	24
2-4 みどりに関する課題	27
(1) 自然環境に関する課題	27
(2) レクリエーションに関する課題	28

(3) 防災に関する課題	29
(4) 景観に関する課題	30
(5) 生物多様性に関する課題.....	31
第3章 みどりの将来像と目標	32
3-1 みどりの将来像	32
3-2 みどりの将来構造	33
(1) みどりの配置方針	33
(2) みどりの将来構造	34
3-3 みどりの基本方針	35
3-4 計画の目標	36
第4章 将来像実現のための取組.....	37
4-1 施策の体系	37
4-2 施策の内容	39
基本方針1 みどりをつくる	39
基本方針2 みどりをまもり、いかす.....	41
基本方針3 みどりをつなげる.....	47
基本方針4 みどりをふやす	49
基本方針5 みどりを広げるしくみを整える.....	52
4-3 都市公園の整備・管理の方針	56
(1) 整備の方針	56
(2) 管理の方針	57
4-4 緑化重点地区・保全配慮地区	58
(1) 緑化重点地区.....	58
(2) 保全配慮地区.....	61
第5章 計画の実現に向けて	62
5-1 推進体制	62
5-2 進捗管理	63
資料編.....	64
1. 策定経過	64
2. 用語解説	68

※本文中の注釈「＊」について、用語を解説しています。

第 1 章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画について

(1) 計画の目的

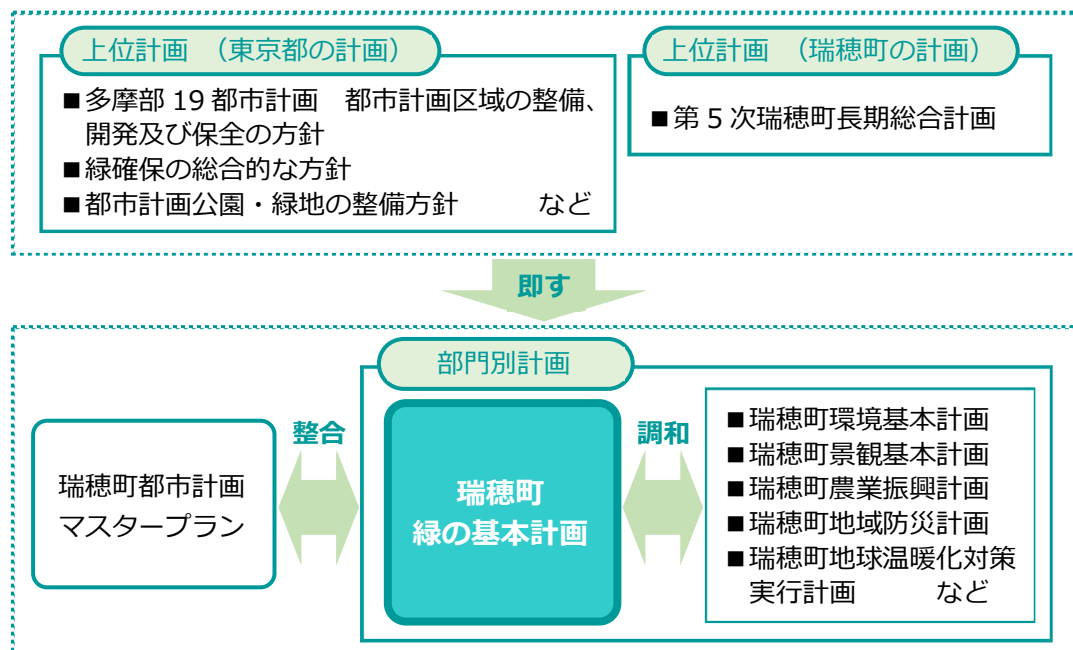
第 5 次瑞穂町長期総合計画に定める将来都市像

「すまいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」

を実現するため、緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するためのもので、みどりあふれる個性豊かなまちづくりの推進をはかることを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

「瑞穂町緑の基本計画」は、「瑞穂町都市計画マスタープラン」の中で、公園整備とみどりの保全創出に該当する部分の部門計画としての性格をもつものであり、今後の町のみどりに関する諸施策のもっとも基本となるものです。「瑞穂町長期総合計画」、「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とし、「瑞穂町都市計画マスタープラン」との整合、その他関連計画との調和をはかります。



(3) 計画の目標年次

計画の目標年次は、上位計画である瑞穂町都市計画マスタープランとの整合をはかるため、**20 年後の令和 23 年度（2041 年度）**とします。なお、今後の社会情勢の変化等への対応をはかるため、中間年次である令和 13 年度に計画の見直しを行うこととします。

(4) 計画の対象区域

対象区域は、瑞穂町全域とします。



1-2 緑の基本計画におけるみどりとは

(1) 対象とするみどり

公有地・民有地を問わず町内を包み・彩るすべてのみどりを本計画の対象とします。

なお、本計画では水辺空間や緑地を含み、計画対象を示す言葉として「みどり」（ひらがな）と表現しています。

- ・ 瑞穂町を象徴する狭山丘陵や平地林、農地
- ・ 残堀川、狭山池などの水辺空間
- ・ 町民が親しむ公園・緑地や広場
- ・ 住宅地や沿道の良好な景観を創り出す生垣やそれらに連なる宅地内の樹木
- ・ 街路樹や歩道を潤す草花 など



(2) みどりの意義

瑞穂町には、狭山丘陵や平地林または農地などといった多くのみどりが残されています。

みどりは、生活にゆとりや彩りをもたらすとともに、やすらぎやレクリエーションの場として、また、良好な景観形成、防災、環境保全に資するなど、暮らしを支える様々な効果が期待されています。

このように「みどり」は町民生活に密着したものであり、新たなみどりの創出に努め、将来に渡って保全していく必要があるといえます。

(3) みどりの機能

都市におけるみどりは、環境保全の機能をはじめレクリエーションや防災など、大きく5つの機能を有しています。



環境保全機能

みどりは、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象*等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能をもっており、人と自然が共生する都市環境を支えています。



レクリエーション機能

公園や広場は、スポーツ活動の場などといった市民の交流と憩いの場となっています。また、樹林地や河川等の水辺は、自然とのふれあいの場として活用されています。



防災・減災機能

農地などのみどりや公園などのオープンスペースは、避難場所や避難路、火災延焼の防止などに有効であり、^{がいせん}崖線の樹林は崖崩れを防止する効果があります。また、みどりは雨水の浸透貯留・涵養機能を有しているほか、ブロック塀を生垣に変更することで、地震時の倒壊による危険性を軽減するなど都市の安全性を高め、防災・減災の効果があります。



景観形成機能

みどりは、地域の気候・風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出に寄与し、次代を担う子どもたちの感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらしています。



生物多様性確保機能

都市内の樹林地や河川等の水辺は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、生物多様性*の機能維持に重要な役割を果たしています。



1-3 みどりを取り巻く社会情勢

(1) 社会情勢の変化・国の取組方針

近年、我が国では急激な人口減少や少子高齢化の進行、頻発する風水害・大規模地震などの自然災害等により、国民の生活様式の変化やニーズの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

① 公園や緑地のあり方の変化

公園や緑地に関する動向では、平成 29 年に都市緑地法や都市公園法等が改正されました。

改正法では、Park-PFI*等によって公園への民間活力の導入のほか、緑やオープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実したことで、これまでの新たな公園・緑地の創出を目指す方針から、既存の公園の維持管理の充実や緑地の保全・活用へと方針が転換されてきています。

こうした情勢の変化に伴い、市町村が策定する緑の基本計画では、都市公園の管理の方針を定めるとともに、都市農地をまちなかのみどりとして位置づけるようになりました。

② 多様な生態系の息づくみどりの保全

現在、生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、我が国を含む世界各国で様々な取組が進められ、都市における生物多様性に対しても注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化（エコロジカル・ネットワークの形成）を計画的に推進するため、緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることとなりました。（国では、平成 30 年 4 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定）

エコロジカル・ネットワーク

瑞穂町には、様々な「生きもの」の生息の場となっている森林や屋敷林、農地、公園、水辺など、大小様々な生息拠点（コアエリア）があります。その生息拠点が点在している状況では、餌を十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまいます。

そのため、「生きもの」の生息拠点を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、移動できるようにすることで（生態的回廊またはコリドー）、「生きもの」がより生息しやすい状況となります。このような、生物の移動が可能となるようにつながれた状態の生息地のネットワークを、エコロジカル・ネットワークといいます。



出典：「人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク」
(国土交通省 平成 16 年 3 月)

③ 持続可能な社会の実現に寄与するみどりの役割

平成 27 年の国連サミットで採択された国際目標である S D G s（持続可能な開発目標）への取組のほか、ヒートアイランド現象や近年頻発している異常気象によって引き起こされる土砂崩れ等の自然災害に対し、自然環境がもつ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりの一助となるグリーンインフラへの取組が注目されています。

また、近年の新たな脅威である新型コロナウイルス感染症*の感染拡大により、ステイホームによる運動不足やストレスなどの解消に向け、公園や自然の中でのアクティビティなど屋外の活動が見直されています。

SDGs

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。これは、**17 のゴールと 169 のターゲット**から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

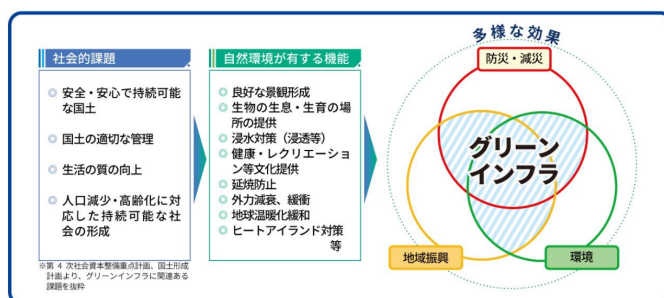


出典：SDGs の概要及び達成に向けた日本の取組（外務省 HP）

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組**のことです。

雨水の貯蓄・浸透による防災・減災のための透水性舗装や芝生広場、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制や良好な景観形成のための屋上緑化、壁面緑化などがグリーンインフラの要素となっています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：【導入編】なぜ、いまグリーンインフラなのか（国土交通省 HP）

(2) 瑞穂町のみどりを取り巻く現状

瑞穂町は、狭山丘陵の裾野に市街地が形成され、みどり豊かな自然環境が残されているほか、町北部には平地林や東京狭山茶の茶畑が広がるなど、暮らしの中でみどりを身近に感じることができる環境が形成されています。

土地利用をみると、畑や樹園地等の農地、林野などの自然的土地利用が 4 割弱、商業用地や住宅用地など都市的土地利用が 6 割強となっています。

市街地においては、土地区画整理事業*が 1 地区で整備済みで、2 地区が事業中、1 地区で準備中となっており、市街化区域*の拡大とあわせた新たなまちづくりが進められています。

一方で、瑞穂町では将来的に更に人口の減少と少子高齢化へ転じることが推計されている中で、みどりのあり方や活用・管理方法についても町の情勢に沿ったものに転換していくことが求められます。こうした町の現状を踏まえ、町民が良好なみどりを身近に感じ、みどり豊かな環境の中で快適な暮らしを実現・継続していくため、新たなみどりの将来像の実現に向けた施策に取り組んでいく必要があります。



第2章 みどりの現状と課題

2-1 瑞穂町の概要

(1) 位置



<位置図>

東京都心から約 40km の位置にあり、町域は東西に約 5.8km、南北に約 6.1km、面積は 16.85 km²です。東は武蔵村山市、埼玉県所沢市、西は青梅市、羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市に接しています。

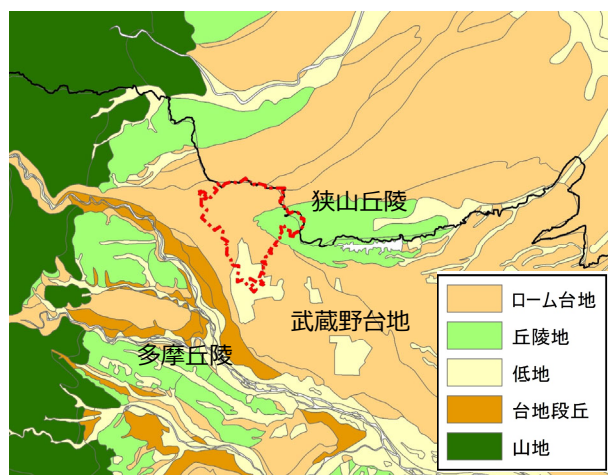
瑞穂町は狭山丘陵の裾野に市街地が形成されたベッドタウンである一方、みどり豊かな自然環境が残るエリアです。町の南部には横田基地が広がり、中心部から北側には、都内随一の生産量を誇る東京狭山茶の茶畑が広がっています。また、北東部の自然豊かな狭山丘陵は都立野山北・六道山公園として保全されています。

(2) 地勢

瑞穂町は自然豊かな狭山丘陵と武蔵野台地上に位置しています。

狭山丘陵は、かつて多摩丘陵に続いていたものが、古多摩川によって浸食、分離されたものです。遠くから見ると平坦に見えますが、小さな侵食谷*が無数に発達し、起伏に富んだ地形が自然の多様性を育んでいます。

地質は古多摩川の扇状地で、武蔵野台地は全域が関東ローム層に覆われており、その土壌は主に黒ボク土壌が分布し、谷部には黒ボクグライ土壌が分布します。

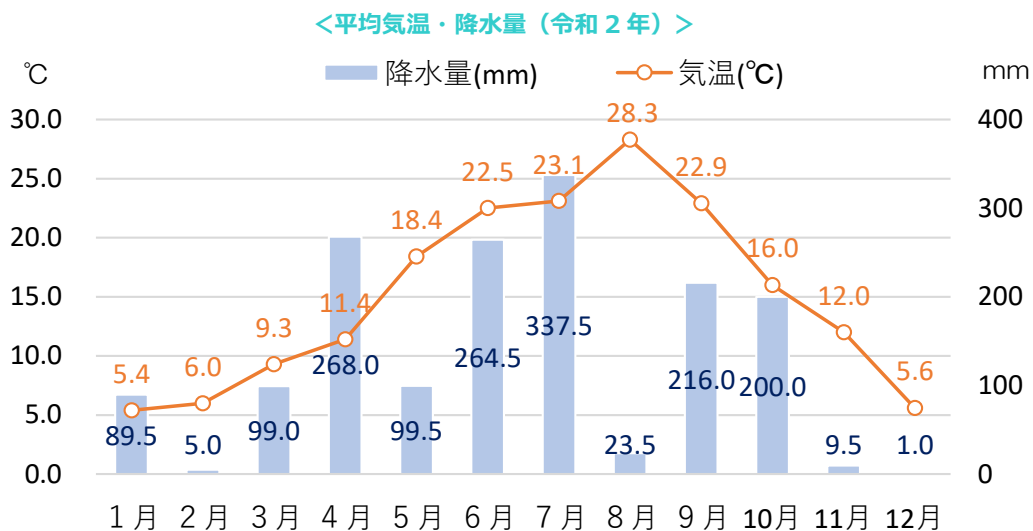


<地形分類図>

出典：土地分類調査、国土数値情報等をもとに作成

(3) 気象

青梅観測所のデータによると、令和2年の平均気温は15.1℃と比較的温暖な気候で、8月が最も高く、1月が最も低くなります。同年の年間降水量は1,613mmで、7月が最も多くなっています。



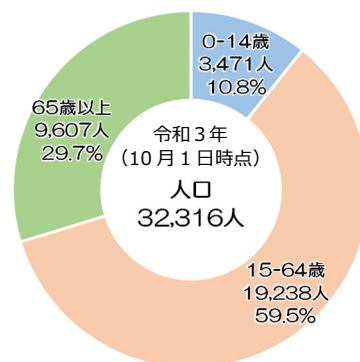
出典：気象庁 HP 青梅観測所データ

(4) 人口

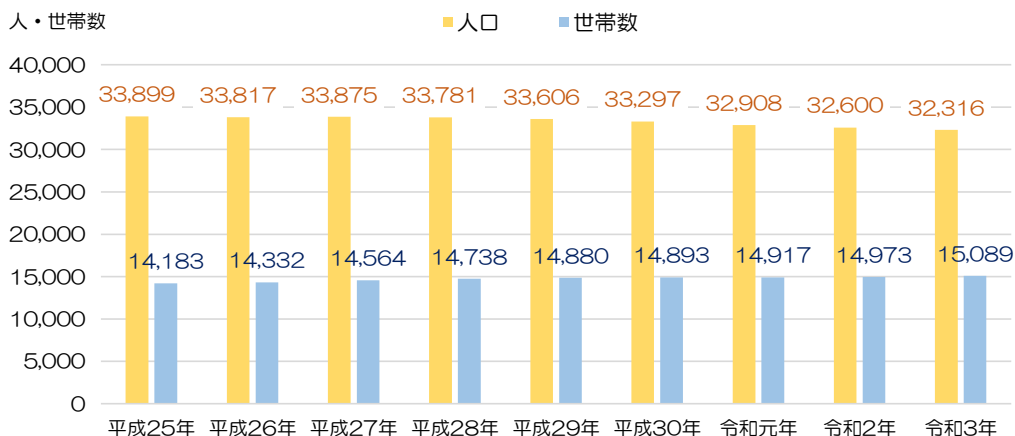
瑞穂町の人口は令和3年10月1日時点で32,316人、世帯数は15,089世帯となっており、人口は平成25年以降微減しているものの、世帯数は増加傾向となっており、単身世帯の増加がうかがえます。

年齢構成は、年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が59.5%、老年人口（65歳以上）が29.7%となっています。

<年齢構成（令和3年）>



<人口・世帯数の推移>



出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(5) 土地利用

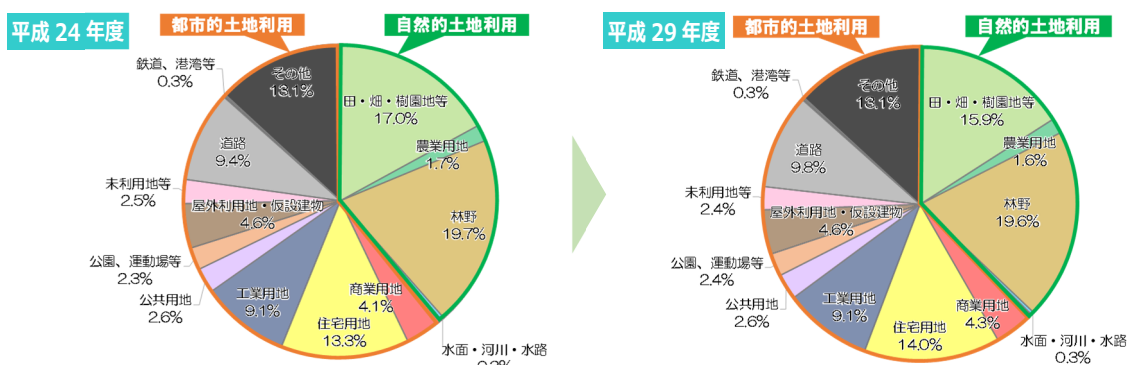
平成 29 年度土地利用現況調査によると、瑞穂町の土地利用は、「田・畑・樹園地等」、「林野」などの自然的土地利用が 37.4%、「商業用地」、「住宅用地」などの都市的土地利用が 62.6%となっています。

市街化区域内は「住宅用地」「工業用地」が多くを占めていますが、新青梅街道南部や元狭山地区の狭山丘陵縁辺部などでは、「田・畑・樹園地等」の分布がみられます。

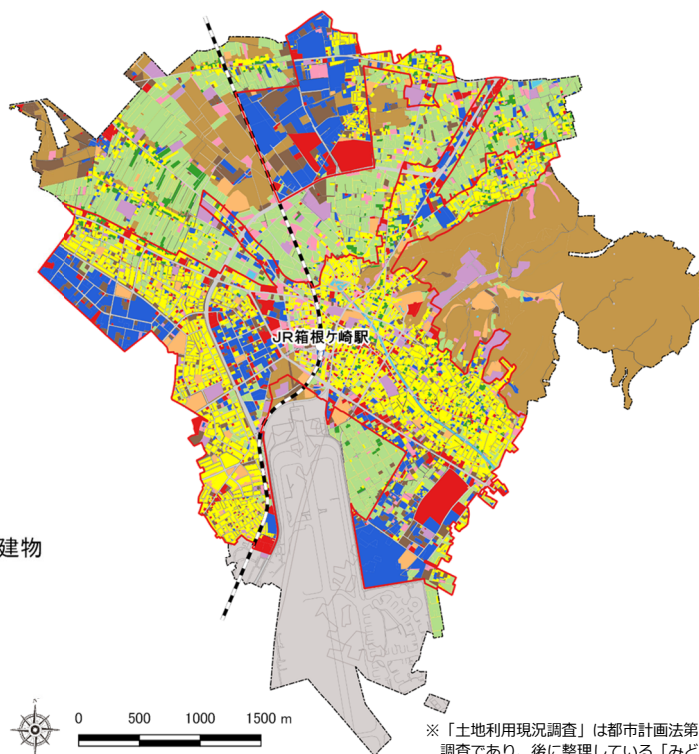
市街化調整区域*内では、幹線道路沿道に「住宅用地」が並んでいるものの、その後背地には「田・畑・樹園地等」や「林野」が広がっています。

平成 24 年度と比較すると、「田・畑・樹園地等」が減少傾向にあるのに対し、「住宅用地」や「道路用地」、「商業用地」は増加傾向となっています。

<土地利用の推移（平成 24 年→平成 29 年）>



- 市街化区域
- 田・畑・樹園地等
- 農業用地
- 林野
- 水面・河川・水路
- 商業用地
- 住宅用地
- 工業用地
- 公共用地
- 公園、運動場等
- 屋外利用地・仮設建物
- 未利用地等
- 道路
- 鉄道・港湾等
- その他



※「土地利用現況調査」は都市計画法第 6 条の規定にもとづく調査であり、後に整理している「みどり率」とは一致しません。

<土地利用現況図（平成 29 年）>

出典：多摩部土地利用現況調査（平成 24・29 年）

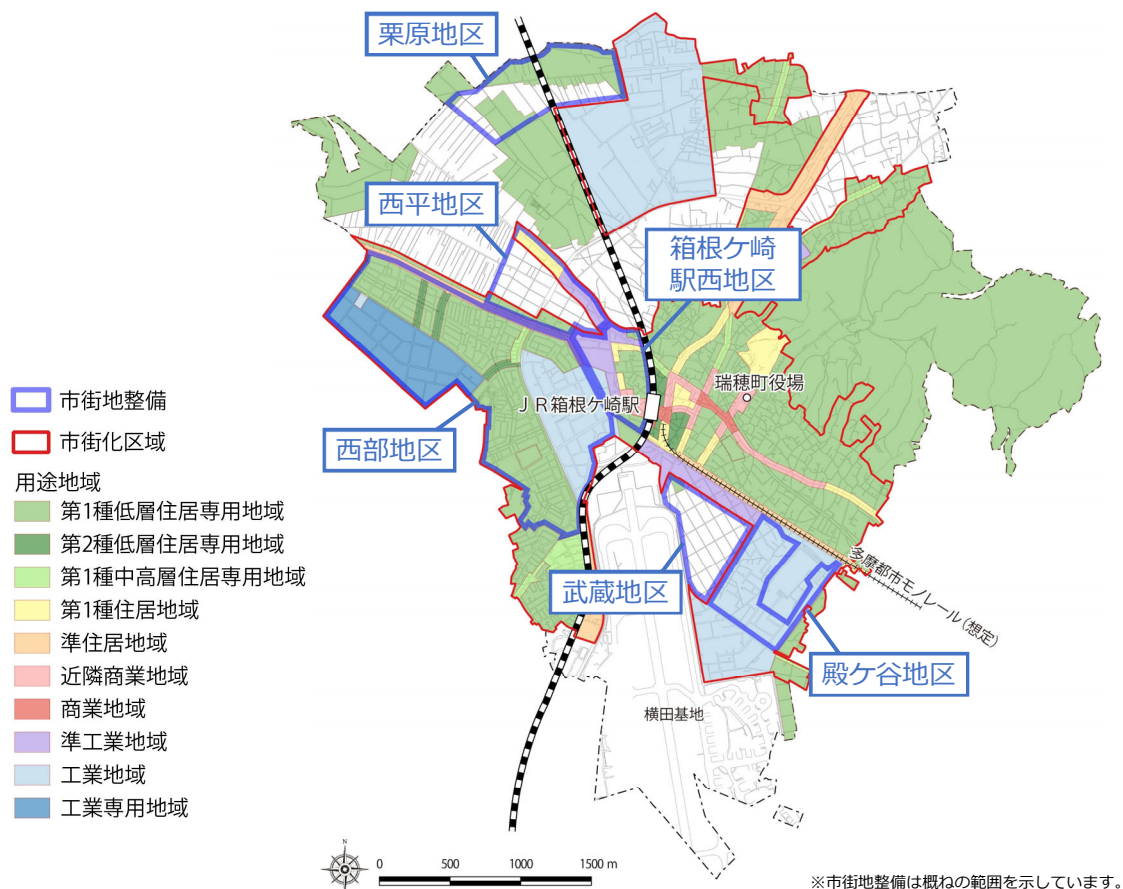
(6) 市街地整備

現在、瑞穂町の44.4% (747ha) が市街化区域、55.6% (936ha) が市街化調整区域に指定されています。

市街地整備の状況としては、土地区画整理事業が1地区で整備済み、2地区で事業中、1地区で準備中となっています。また、土地区画整理事業準備中の1地区のほか、整備構想段階にある2地区において、市街化調整区域から市街化区域への編入を目指しています。

＜市街地整備の状況＞

整備状況	地区	面積	備考
完了	西部地区	約 177ha	平成 4 年 3 月 31 日換地処分
事業中	箱根ヶ崎駅西地区	約 27ha	
	殿ヶ谷地区	約 39ha	
準備中	栗原地区	約 51ha	土地区画整理組合設立準備会結成 (平成 18 年)
構想	西平地区	約 33ha	
	武蔵地区	約 29ha	



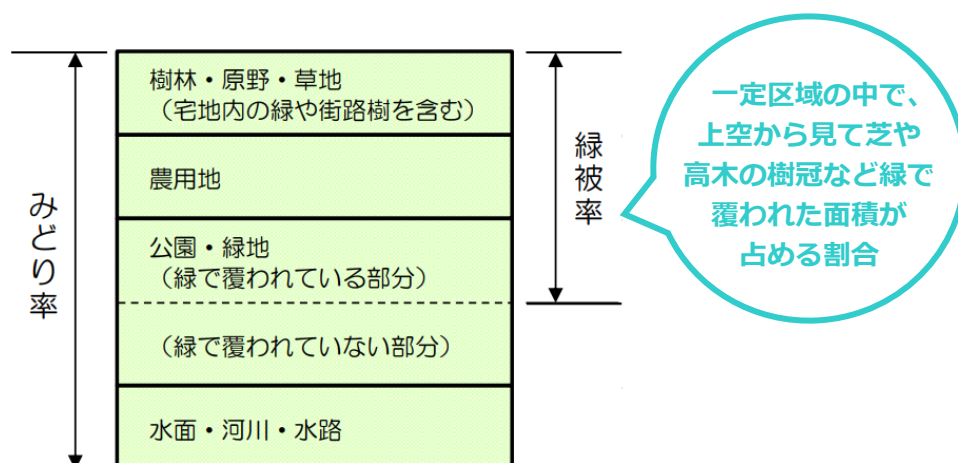
＜市街地整備の状況図＞

2-2 瑞穂町のみどりの現状

(1) みどり率

東京都ではみどりの現状および推移を把握し、今後の施策の参考とするため、5年ごとに東京都本土部を対象に「みどり率」の調査を実施しています。

「みどり率」とは、樹林などの緑が地表を覆う部分に加えて、レクリエーションや景観形成など“みどりの機能”を担っている公園区域や水面などを加えた面積が、地域全体に占める割合を示しています。



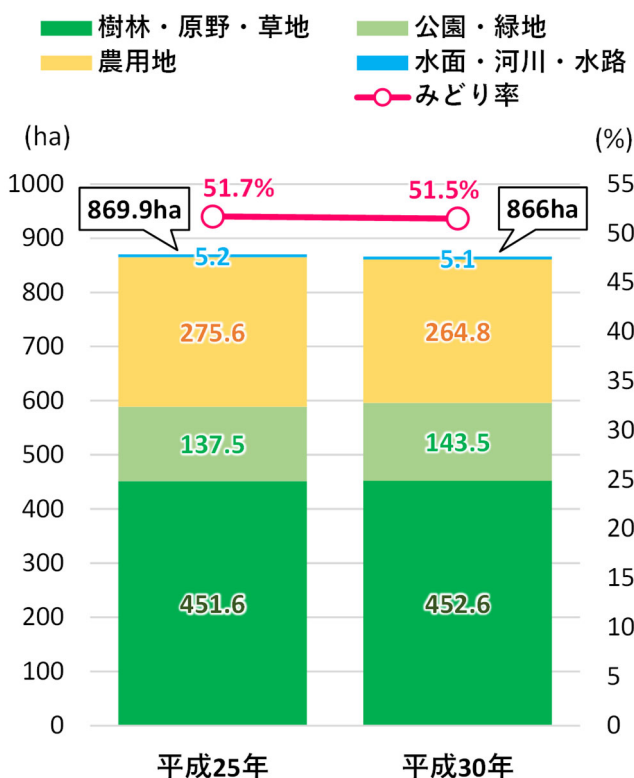
出典：東京が新たに進めるみどりの取組（令和元年5月）

<みどり率の状況>

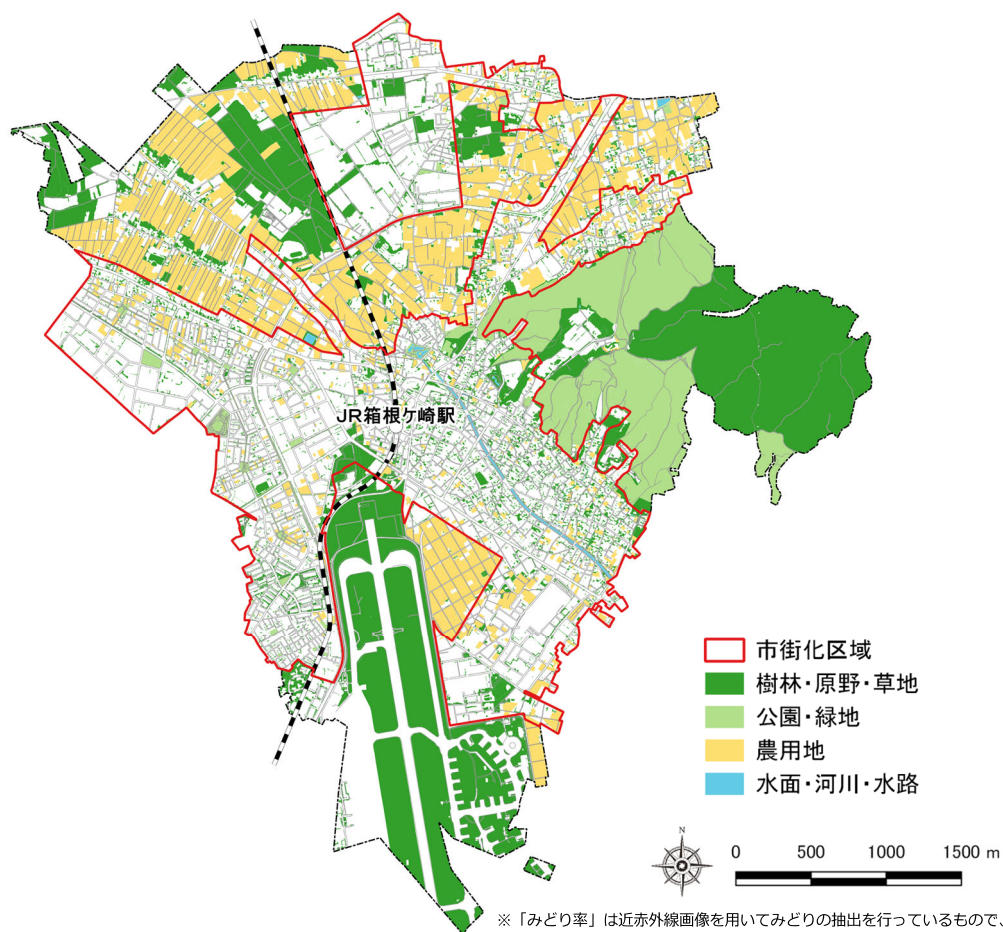
平成30年における瑞穂町のみどり率は51.5%、市街化区域では21.9%、市街化調整区域では75.1%となっています。

「みどり」の主な内訳は、宅地内の緑や街路樹のほか、狭山丘陵や横田基地などの規模の大きなものを含んだ「樹林・原野・草地」が過半数を占めており、次に「農用地」、「公園・緑地」の順に多く分布しています。

また、前回調査（平成25年）のみどり率は51.7%となっており、5年間で0.2ポイント低下しました。



出典：東京都みどり率データを基に独自集計



<みどりの現況図（平成 30 年）>

地区別（都市計画マスタープランにおける区分）のみどり率をみると、狭山丘陵を含む東部地区が 64.2%と最も高く、住宅・工業用地が広がる西部地区が 39.2%と低くなっています。

平成 25 年から平成 30 年の推移をみると、西部地区の減少幅が最も多くなっています。内訳としては、各地区ともに公園・緑地は増加傾向にあるものの、全ての地区において農用地の減少がみられます。



<地区別のみどり率>

(ha)	中心地区		東部地区		西部地区		北部地区		横田基地	
	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年
公園・緑地	17.2	18.3	68.6	72.3	9.8	10.8	42	42.2	0	0
農用地	55.4	54.3	44.3	41.2	82.7	79.5	93.2	89.8	0	0
水面・河川・水路	2.4	2.3	1.8	1.8	0	0	1.1	1.1	0	0
樹林・原野・草地	32.0	33.6	139.7	139.9	71.6	70.2	74.4	75.2	134.1	133.8
合計	107.0	108.5	254.4	255.2	164.1	160.5	210.7	208.3	134.1	133.8
みどり率	44.3%	44.9%	64.0%	64.2%	40.1%	39.2%	51.4%	50.9%	64.0%	63.8%

出典：東京都みどり率データを基に独自集計

(2) 施設緑地

施設緑地とは、都市公園のほか、児童遊園*や街路樹等の公共施設緑地、ゴルフ場等の民間施設緑地、市民緑地*等の準公共的施設緑地をいいます。

瑞穂町における施設緑地の現況は、以下の通りです。

① 公園

令和3年度時点の都市公園等は56か所、整備面積は121.2ha、人口一人当たりの都市公園面積は5.6㎡/人（令和3年10月時点（人口：32,316人））となっています。

一人当たりの公園面積は人口減少に伴い全国的に増加傾向にあり、今後は公園面積の確保だけでなく、ストックの管理や質の向上といった視点が必要となってきます。

街区公園の多くが北部・西部地区に位置しており、東部地区にはポケットパーク*が多く整備されています。

<公園・緑地の状況>

緑地種別		令和3年度	
		箇所数	面積
住区基幹公園	街区公園	39	5.58 ha
	近隣公園	3	4.11 ha
	地区公園	1	1.16 ha
広域公園（都立野山北・六道山公園）		1	104.7 ha (町管轄 0.66ha)
都市計画緑地・都市緑地		12	5.67 ha
都市公園 計		56	121.2 ha
その他の公園・緑地(ポケットパーク等)		－	0.93 ha
計		56	122.1 ha
住民一人当たり面積		5.6 ㎡/人 ※都立野山北・六道山公園の町内開園面積全域を含めた場合 37.8 ㎡/人	

※一人当たりの面積は、「瑞穂町都市公園条例」に基づき、町が設置する公園を対象として算出している。

出典：公園台帳

<主な都市公園の配置標準>

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	街区に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積0.25haを標準として配置します。
	近隣公園	近隣に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積2haを標準として配置します。
	地区公園	徒歩圏内に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積4haを標準として配置します。
広域公園		一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを主な目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに配置します。

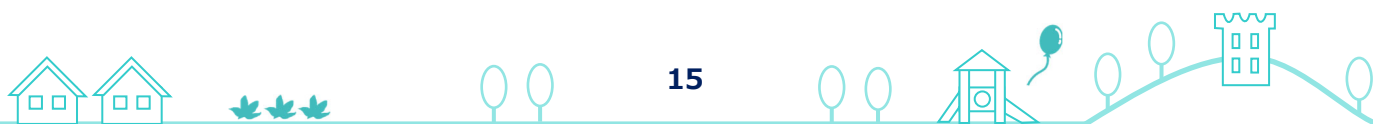
② その他

町内の道路は、道路総延長 243,588m に対し、街路樹を中心に道路緑化の延長は 13,933m であり、全体の 5.7%で緑化が進んでいます。道路種別にみると、国道 16 号は 81.7%、都道 7 路線は 30.2%、町道は 1.6%の緑化延長率であり、町道の緑化延長率が低い水準にあります。

＜道路の緑化状況（令和 3 年）＞

道路種別	道路延長（m）	緑化延長（m）	緑化延長率（%）
国 道	5,725	4,680	81.7
都 道	18,750	5,670	30.2
町 道	219,113	3,583	1.6
合 計	243,588	13,933	5.7

※緑化延長は街路樹（高木）のある区間の延長
出典：瑞穂町



(3) 地域制緑地

地域制緑地とは、法や条例等にもとづき保全されている自然公園、河川区域、特別緑地保全地区*、緑地保全地域*、風致地区等をいいます。

瑞穂町における地域制緑地の現況は、以下の通りです。

① 法や条例などにもとづくみどり

瑞穂町に位置する狭山丘陵地一帯は、首都圏近郊緑地保全法による狭山近郊緑地保全区域および都立狭山自然公園に指定されています。

また、町内の美観風致を維持するための樹木および樹林地の保存を目的として「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」を定め、保存樹林地・保存樹木・保存屋敷林を指定しています。

<法にもとづくみどり>

	令和 3 年 10 月現在
河川区域（河川法）	4.57ha
地域森林計画対象民有林（森林法）	273.71ha
保安林（森林法）	0.21ha
自然公園（自然公園法）	240.29ha
近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法等）	265.60ha

<瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例にもとづくみどり>

	令和 3 年 10 月現在	
	箇所数	面積
保存樹林地	28	13.24ha
保存樹木	30	—
保存屋敷林	16	—

② 農地

瑞穂町の農地面積は、令和元年では 288.3ha であり、うち市街化区域内農地が 46.9ha (16.3%)、市街化調整区域農地が 241.4ha (83.7%) となっています。

平成 29 年と比較すると、市街化区域内農地面積の割合が減っており、まちなかのみどりが減少していることがうかがえます。

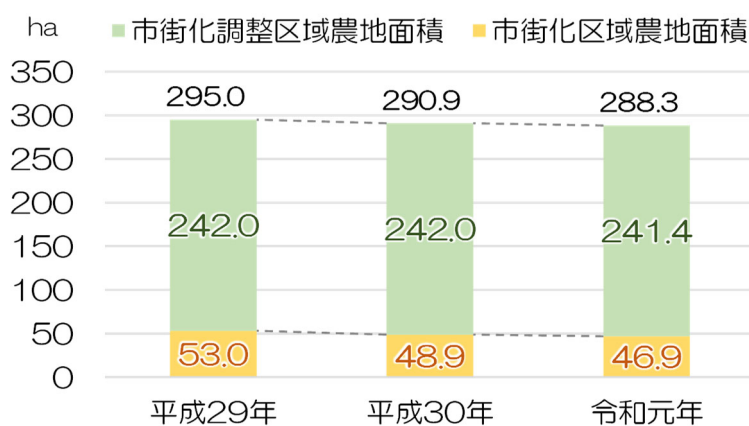
主な農産物は東京狭山茶（栽培面積東京都第 1 位）およびシクラメンです。

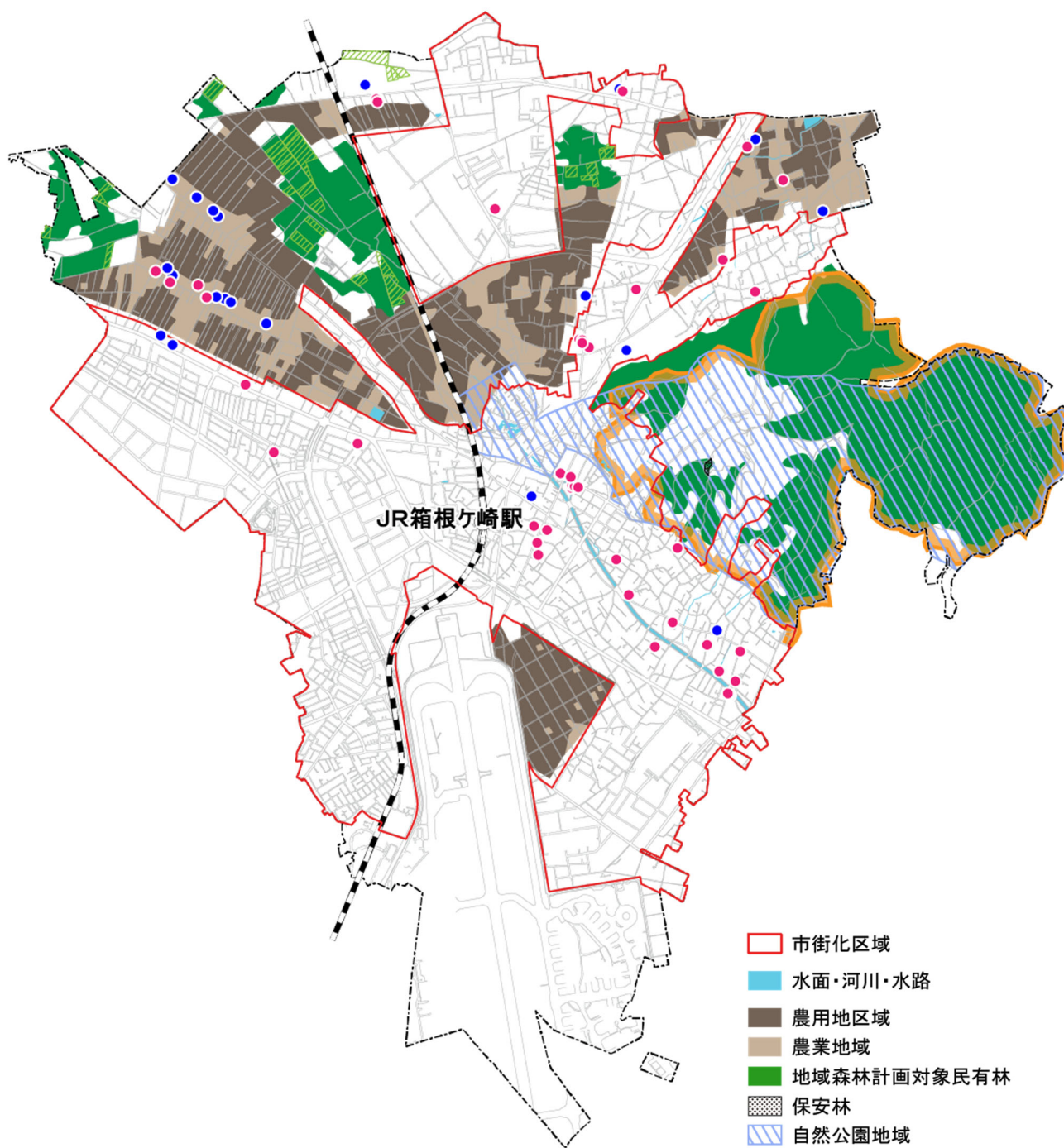
長岡長谷部地区では、岩蔵街道沿道にシクラメン農家が立ち並び、「シクラメン街道」とも呼ばれています。また、元狭山地区も含め美しい景観を形成する茶畑が広がっています。

<農地面積の推移>

年次	項目	農地面積	市街化調整区域		農業振興地域 農用地区域面積
			市街化区域	市街化調整区域	
令和元年	実数(ha)	288.3	46.9	241.4	189.5
	構成比(%)	100.0	16.3	83.7	65.7
平成 30 年	実数(ha)	290.9	48.9	242.0	189.5
	構成比(%)	100.0	16.8	83.2	65.1
平成 29 年	実数(ha)	295.0	53.0	242.0	189.5
	構成比(%)	100.0	18.0	82.0	64.2

出典：瑞穂町農業振興計画（令和 3 年 3 月）





<地域制緑地（令和3年）>

出典：公園台帳・土地利用現況調査・みどりシェーブデータ・国土数値情報等をもとに作成

※農業地域：農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興をはかる必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。

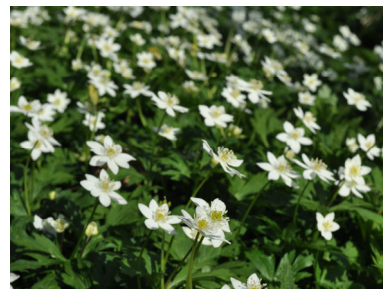
(4) 自然・生態系

① 植物

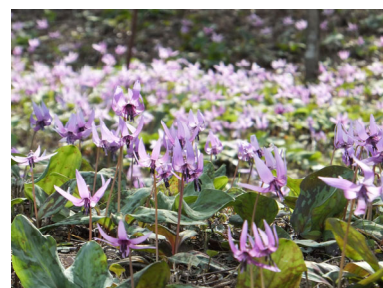
狭山丘陵では照葉樹林帯（常緑広葉樹林帯）でみられるシラカシ、アラカシや夏緑林帯（落葉広葉樹林帯）でみられるコナラ、クヌギ等が生育し、屋敷林では長岡長谷部地区を中心にヒノキやケヤキ、スギ等の樹木、樹林地ではコナラやヒノキ、アカマツ等の樹木が生育しています。

また、狭山丘陵に生育するカタクリやニリンソウなどのほか外来種*を含めた草本類が 63 科 373 種、ウグイスカグラやヤマツツジ、ツクバネウツギなどの木本類が 39 科 79 種生育しています。

出典：武蔵村山自然に学ぶ会



<ニリンソウ>



<カタクリ>

② 動物

ほ乳類はホンドタヌキ等の 11 科 17 種、は虫類はトカゲ目を中心に 5 科 10 種、両生類はトウキョウサンショウウオ等の 6 科 10 種、昆虫類はチョウ目やナナフシ目、コウチュウ目等の 178 科 705 種、鳥類ではキビタキやオオタカ、メジロ等の 41 科 140 種の生息が確認されています。

出典：武蔵村山自然に学ぶ会

③ 河川・水辺環境

町内には残堀川と不老川の 2 水系がみられ、この 2 河川の支流として峰田川や滝田川、高根川など町管理の 12 河川が水辺環境を形成しています。これらの河川は石積み護岸が主流でしたが、近年は河川の拡幅等の整備に伴い護岸、河床ともにコンクリート化や一部が暗渠化しています。また、町中央部に位置する狭山池は約 1.2ha の水面をもつ町で唯一の親水公園として町民に親しまれています。



<残堀川>



<狭山池>

(5) みどりに関する主な文化財

瑞穂町には、都指定有形民俗文化財が紙本着色観心十界図の1件、町指定有形文化財が5件、町指定旧跡が加藤塚跡地の1件、町指定天然記念物が5件、町指定有形民俗文化財が4件、町指定無形民俗文化財が2件、合計18件が都や町によって文化財に指定されています。



＜五輪様のかきの木＞

(6) みどりに関する主な活動

瑞穂町では、町民へ自然環境に関する様々な啓発事業や自然にふれあう機会を創出する「みんなで考え、みんなで行動するまち」を目指しています。公園ボランティアについては、令和3年は個人による活動48人、法人3団体・35人、町民団体5団体・228人が活動していますが、団体数、参加者数は減少傾向にあります。町でも、みどりの保全や創出活動への町民の参加に向け、講演会や企画展等のほか、自然や町について学ぶ学習や自然体験を通じた啓発活動に取り組んでいます。

＜過去5年間の公園ボランティアの推移＞

年	個人	法人		町民団体		合計	
		法人数	人数	団体数	人数	団体等	人数
令和3年	48	3	35	5	228	8	311
令和2年	49	3	35	5	228	8	312
平成31年	50	4	45	5	228	9	323
平成30年	46	4	45	5	228	9	319
平成29年	52	4	45	5	228	9	325

※数値は、各年の3月31日現在

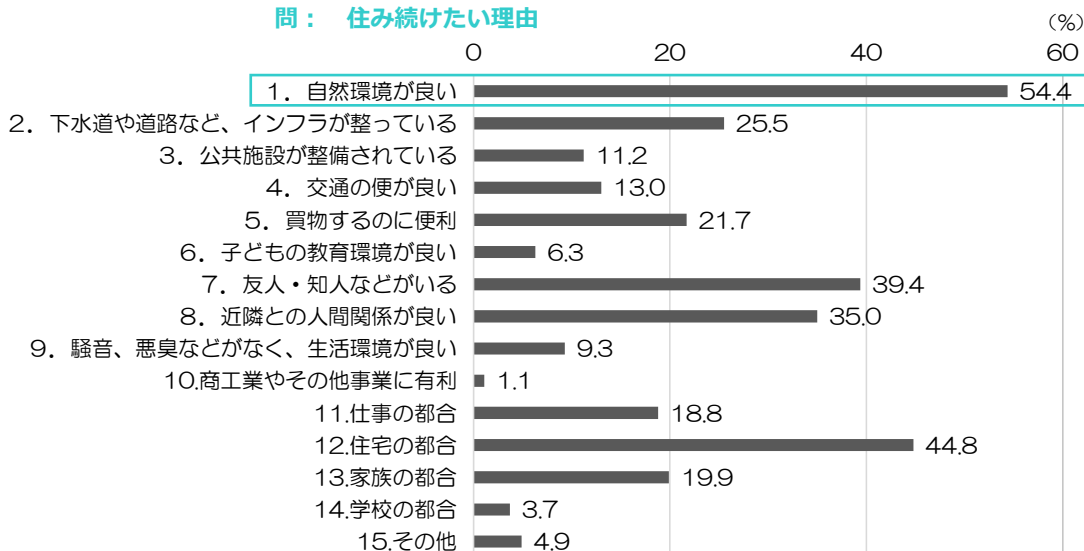
(7) 町民意向

① 第5次瑞穂町長期総合計画策定に係る住民意識調査（令和元年8～9月実施）

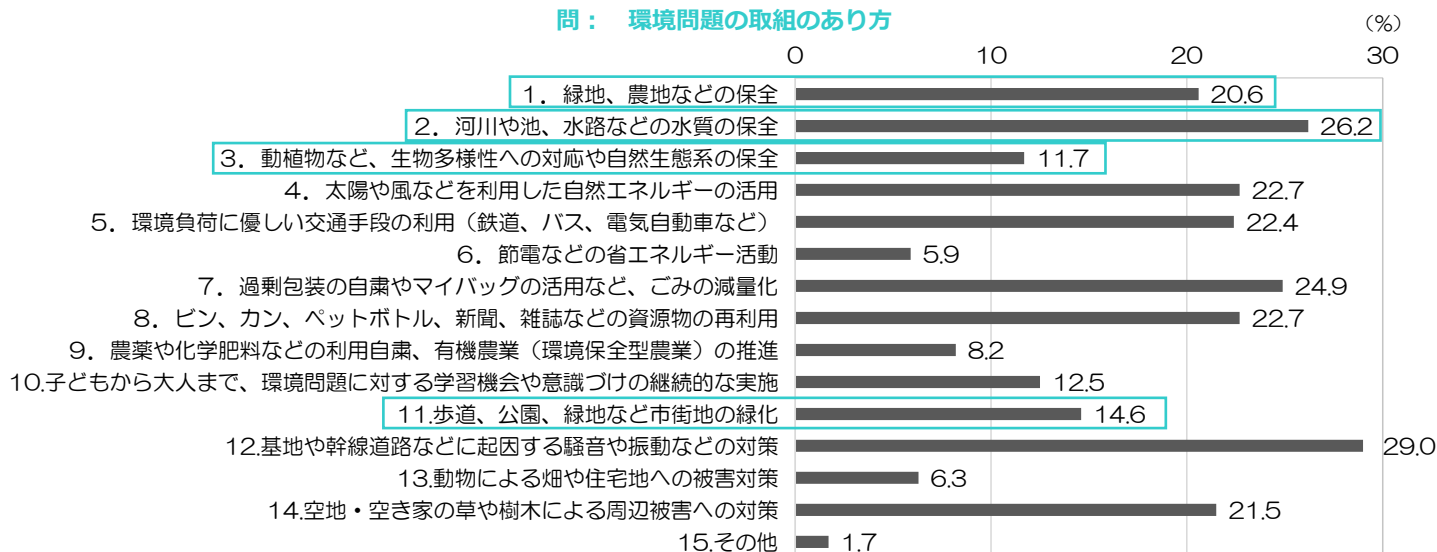
『町に住み続けたい理由』の問いに対し、「自然環境が良い」が54.4%で最も多くの回答がありました。

また、『環境問題の取組のあり方』の問いに対し、「河川や池、水路などの水質の保全」(26.2%)、「緑地、農地などの保全」(20.6%)、「歩道、公園、緑地など市街地の緑化」(14.6%)、「動植物など、生物多様性への対応や自然生態系の保全」(11.7%)への回答がみられるなど、町民の緑化や自然環境への意識の高さがうかがえます。

問： 住み続けたい理由



問： 環境問題の取組のあり方

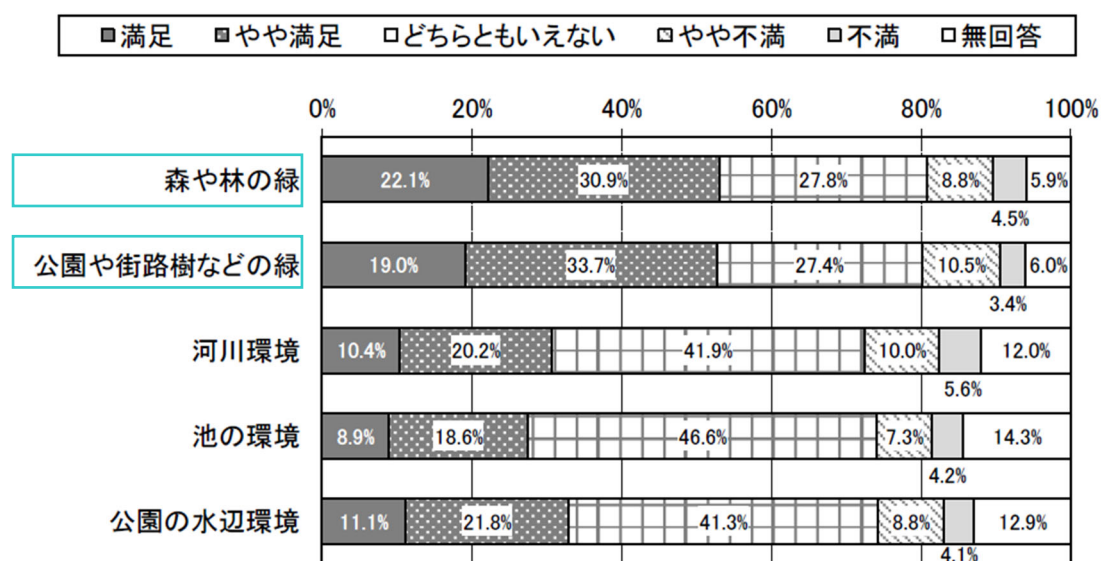


② 環境に関する意識調査（町民調査）（平成 30 年 8 月実施）

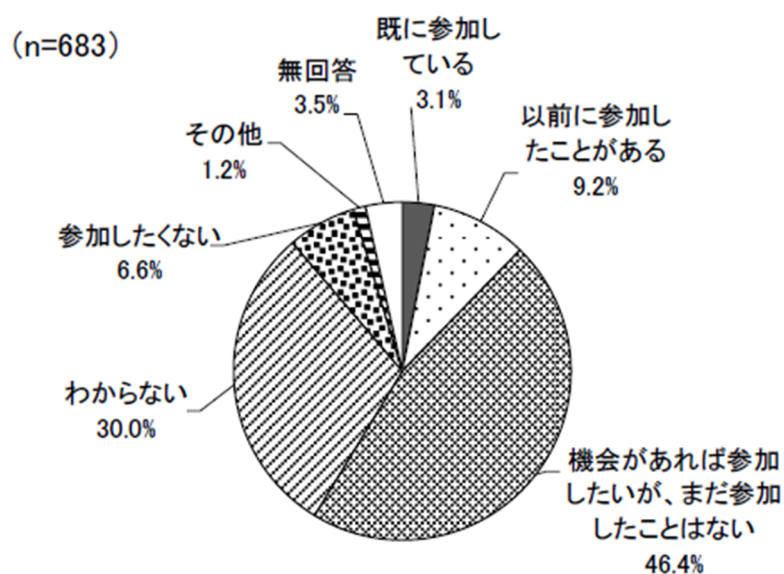
『家の周りの緑・水辺の満足度』の問いに対し、「森や林の緑」が計 53.0%、「公園や街路樹などの緑」が計 52.7%で満足、やや満足への回答がありました。

また、『環境保全の取組への参加』の問いに対し、「既に参加している」と「以前に参加した」が計 12.3%ですが、「まだ参加していないが、機会があれば参加したい」が 46.4%の回答がありました。参加の経験者は少ないものの、約半数の回答者が参加に意欲的であることがうかがえます。

問： 家の周りの緑・水辺の満足度



問： 環境保全の取組（学習会などの活動）への参加



2-3 前計画の進捗状況

前計画（平成 11 年策定）で定めている『みどりの目標』に対する進捗状況を整理します。

① 緑地確保目標

都市公園やその他の宅地開発により設置された公園・緑地および自然公園など法律や条例にもとづいて地域・地区を保全する緑地等について、前計画では令和 2 年までに町全域の 48% の確保を目標としていました。

前計画策定時（平成 9 年統計）	前計画で設定した令和 2 年の目標	現状値（令和 3 年 10 月）
都市計画区域面積に対し、 約 776ha 46%	都市計画区域面積に対し、 おおむね 809ha 48%	都市計画区域面積に対し、 約 789ha 47%

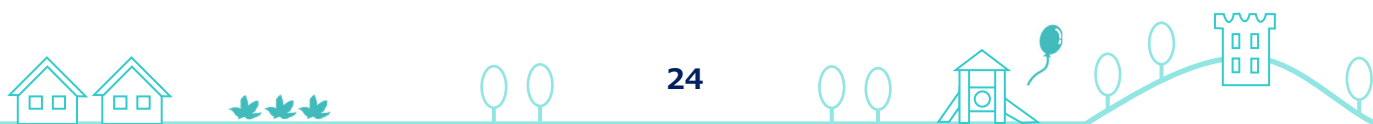
※みどりの分類・計上方法などの設定条件が異なるため、単純比較はできない。

※前計画では施設緑地・地域制緑地を重複してカウントしているが、現状値では重複分を引いたうえで算出。

なお、現状値では農地データがないため、農地の重複については考慮していない。

現状の緑地確保量は約 789ha、町全域の 47% となっています。

なお、前計画策定時の値と現状値では、算出にあたっての設定条件が異なっていることから、単純な比較はできないものとなっていますが、みずほエコパークやシクラメンスポーツ公園など大規模な広場・グラウンドが前計画策定後に整備されているとともに、保存樹林・樹木制度の創設などによるみどりの保全が前計画にもとづいて行われています。



② 住民一人当たり目標水準

公園や緑地で都市計画決定されているもの、また、その他宅地開発により設置した公園および緑地等について、前計画では令和 2 年までに 20 m²/人の確保を目標としていました。

前計画策定時（平成 9 年統計）	前計画で設定した令和 2 年の目標	現状値（令和 3 年 10 月）
都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積 11.1 m²/人	住民一人当たりの目標水準 20 m²/人 ※計画公園、共用公園の増加見込み面積を統合させ、目標値を設定。	都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積 11.3 m²/人
供用開始済みの公園の住民一人当たりの面積 4.6 m²/人		供用開始済みの公園の住民一人当たりの面積 5.6 m²/人 ※都立野山北・六道山公園の町内開園面積全域を含めた場合 37.8 m ² /人

※一人当たりの面積は、「瑞穂町都市公園条例」に基づき、町が設置する公園を対象として算出している。
※みどりの分類・計上方法などの設定条件が異なるため、単純比較はできない。

現状の都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積は 11.3 m²/人、供用開始済みの公園面積でみると 5.6 m²/人となっています。

目標値には届かないものの、前計画策定時よりも街区公園の整備が進んだことで、一人当たりの公園面積は増加しています。

今後も開発に伴う公園整備のほか、人口減少の影響により、一人当たりの公園・緑地面積は増加すると考えられます。

③ 施策の進捗

前計画では、「つくる」「まもり、いかす」「つなげる」「ふやす」「広げるしくみを整える」を基本方針として、14の施策方針と80を超える施策を設定し、みどりのまちづくりを進めていました。

施策方針	施策の進捗状況		
みどりをつくる	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保	－	3件	－
2) 制度上安定した緑地の確保	－	2件	－
3) 社会通念上安定した緑地の確保	－	－	1件
公園・緑地の確保など6件の施策が設定されており、そのうち5件が現在も実施中となっています。残堀川河川改修にあわせたポケットパークの整備や、狭山池緑地・さやま花多来里の郷の整備など、町民に身近なみどりの整備を進めています。			
みどりをまもり、いかす	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 樹林地の保全・活用	1件	3件	6件
2) 樹木・生垣の保全	1件	2件	3件
3) 農地の保全・活用	－	2件	－
保存樹木・樹林制度の制定や農地の保全・活用など18件の施策が設定されており、そのうち2件が完了、7件が現在も実施中となっています。保存樹林等に関する条例を平成14年に制定しているほか、生垣設置に対する補助金制度の導入など制度面での整備を着実に進めています。一方で、平地林の長期安定化方策の検討や維持管理に関する町民参加の推進など社会情勢的に困難となっている施策が未着手となっており、取組内容の見直しが必要となっています。			
みどりをつなげる	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 道路の緑化	2件	1件	3件
2) 水辺の保全・活用	1件	1件	2件
歩道設置による道路の緑化や残堀川の緑化など10件の施策が設定されており、そのうち3件が完了、2件が現在も実施中となっています。道路新設に伴う緑化や丸池水源から狭山池に続く歩道の整備など、連続したみどりの整備を進めていますが、親水スポットへの緑化など実施予定のない施策が未着手となっています。			
みどりをふやす	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 公共公益施設の緑化	－	7件	3件
2) 民有地の緑化	－	6件	3件
3) 行政による緑化施策	－	4件	1件
公園・公共施設・住宅地等の緑化や緑化指導の推進など24件の施策が設定されており、そのうち17件が現在も実施中となっています。宅地開発等指導要綱*に準じた緑化指導のほか、地区計画*による緑化の推進、文化財保護条例による樹木の保存など、みどりをふやすための取組を進めています。			
みどりを広げるしくみを整える	完了	実施中	廃止・未着手等
1) みどりの普及・啓発の推進	－	6件	10件
2) 住民によるみどりのまちづくりの推進	－	3件	3件
3) バックアップの体制づくり	1件	2件	5件
みどりに関する教育の推進や町民参加のしくみづくりなど30件の施策が設定されており、そのうち1件が完了、11件が現在も実施中となっています。自然観察会の実施や散策マップへのみどり情報の掲載などまちのみどりを知ってもらう・ふれてもらうための取組を進めているほか、緑の基金、保存樹林地奨励金制度の創設などを行っています。緑化推進に向けた組織設立やみどりの里親・養子制度の導入など町民との協働による施策の多くが未着手となっています。			



2-4 みどりに関する課題

みどりの現状や前計画の進捗状況などをふまえ、瑞穂町におけるみどりに関する課題を機能別に整理します。



(1) 自然環境に関する課題

■ 都市の骨格を形成するみどり

【みどりの現況】

- 狭山丘陵は、かつて多摩丘陵と続いていたが、古多摩川の浸食により分離され武蔵野台地上で孤立した島のように残った。
- 狭山池から南東に流れる残堀川と北東に流れる不老川の2水系がある。
- みどり率は約51.5%、町内全域のみどり面積は866haである。
- 住民意識調査の『これからの町の緑に対して重要と思うもの』では、「狭山丘陵の自然の保全」への回答が最も多く、その他「家の周りの緑の中から、ごみをなくす」、「公園や公園の緑、街路樹の緑を増やす」への回答も多い。

- ◆みどりの軸となる狭山丘陵や樹林地、まとまりのある農地、河川とその周辺等の保全および連続性の確保が望まれる。
- ◆市街地内における将来の都市発展と調和したみどりの保全およびつながりの確保が望まれる。

■ 自然環境

【みどりの現況】

- 町中央に位置する狭山神社周辺の樹林地は、カタクリの群生地を形成。
- 身近なみどりを保全するために、「保存樹林地」「保存屋敷林」「保存樹木」を指定して保全を推進。これまで、約13.24haの保存樹林地と30本の保存樹木、16本の保存屋敷林が指定。

- ◆狭山丘陵やカタクリが群生する樹林地、狭山池、残堀川など、貴重な自然環境・生態系の保全と維持管理が望まれる。
- ◆保存樹林・樹木の適正な保全と維持管理が望まれる。
- ◆老朽樹木の状態調査および植替え・伐採等、今後の対応策が望まれる。

■ 歴史的風土

【みどりの現況】

- 町内の散策ルートの一つに、阿豆佐味天神社や圓福寺、残堀川などを巡る『史跡と水を巡る回廊』を位置づけ。
- 阿豆佐味天神社の参道の桜並木は美しく、「みずほ10景*」に選定。

- ◆歴史ある神社や池沼、社寺林、屋敷林など、歴史・文化施設や環境と一体となったみどりの保全と伝統の継承が望まれる。



■ 生活環境

【みどりの現況】

- 都市公園が都市緑地を含め 56 か所、121.2ha 整備。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「計画的な公園整備および維持管理」「特色ある公園づくり」を位置づけ。

- ◆市街化区域内の公園の適正な配置と既存公園の機能維持・向上とあわせた維持管理の推進が望まれる。
- ◆町民の憩いの場のみどりや水辺、農地や樹林地の適切な維持管理が望まれる。

■ 農地

【みどりの現況】

- 令和元年の農地面積は 288ha であり、その 8 割以上が市街化調整区域に位置。
- 町域の約 16%が農地であり、町の北側に茶畑を中心にまとまった農地が広がる。
- 農地面積は年々減少傾向にある。

- ◆農業に対する町民の理解の醸成を通じた、優良農地の保全が望まれる。

■ 都市環境

【みどりの現況】

- みどりの効果・機能の活用したグリーンインフラの整備を推進しており、一定規模以上の開発が行われる場合には、公園（緑地）整備を実施。
- 一定の基準を満たす町道の新設や改修の際は、植樹帯を設け緑化を推進。
- 屋敷林は、北風の遮断や日光の遮断等、寒暖の緩和作用を有し、町北西部に多く分布。

- ◆公共施設の施設や敷地内の緑化の推進が望まれる。
- ◆工業地帯や幹線道路沿いの緩衝地帯の緑地の保全および創出が望まれる。
- ◆街路樹の適正な配置とともに、まちなかの既存樹木の適正な維持管理が望まれる。
- ◆生垣や屋敷林など、民有地内の緑化の推奨とともに適正な維持管理への支援が望まれる。

（2）レクリエーションに関する課題



■ みどりとのふれあいの場

【みどりの現況】

- 住民意識調査の『町の良好な環境を維持するために大切なこと』では、「豊かな緑と親しめる場を保全（整備）すること」への回答が最も多く、その他「公害による環境悪化を防ぐこと」、「町民・事業者・行政が、相互に連携してまちづくりに取り組むこと」への回答も多い。
- 狭山丘陵などの自然環境資源を巡る回遊性を高めて地域の魅力発信を目指し、「みずほ☆きらめき回廊」と称して、4つのルートを設定。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「ふれあい農業の推進」として「農業体験ができる場の創出」や「農業振興のための拠点整備」を位置づけ。

- ◆町内の樹林を活用したみどりと親しめる場の保全・創出が望まれる。
- ◆水辺、樹林地内を散策できる遊歩道の活用促進と適切な維持管理の推進が望まれる。
- ◆農地を町民農園*や体験農園*等による利用の促進が望まれる。

■ 日常のレクリエーションの場

【みどりの現況】

- 都市公園が都市緑地含め 56 か所、121.2ha 整備。令和 3 年 10 月時点で住民一人当たりの都市公園・緑地面積は 5.6 m²/人。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「計画的な公園整備および維持管理」、「特色ある公園づくり」を位置づけ。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「近隣公園を 1 か所、街区公園を 5 か所、新たに整備」、「市街地の空き地などを利用したポケットパークの整備」を位置づけ。

- ◆市街化区域において、公園の適正な配置が望まれる。
- ◆既存公園について、ニーズに合った機能の充実と施設の長寿命化の推進が望まれる。

■ 広域でのレクリエーションの場

【みどりの現況】

- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「民間活力の積極的な導入・検討」として「指定管理者制度*の積極的な活用により効果的な運用」、「PPP/PFI 活用の検討」、「地域資源の充実・活用」として「狭山丘陵について周辺自治体と連携し観光施策をすすめる」を位置づけ。

- ◆狭山丘陵（都立野山北・六道山公園）等を観光資源として、活用の促進が望まれる。
- ◆民間活力も活用した公園の管理体制の構築が望まれる。

■ みどりのネットワーク（回廊）

【みどりの現況】

- 町内の散策ルートの一つに、阿豆佐味天神社や圓福寺、残堀川などを巡る『史跡と水を巡る回廊』を位置づけ。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「地域資源の充実・活用」として「みずほ☆きらめき回廊の推進」を位置づけ。

- ◆「みずほ☆きらめき回廊」を巡るネットワーク（回廊）の整備が望まれる。

（3）防災に関する課題



■ 自然災害への対応

【みどりの現況】

- 町に甚大な被害を及ぼす地震は立川断層帯*地震と想定され、同地震が発生した場合、町のほぼ全域で震度 6 強から震度 7 の揺れが予測されている。液状化は、主に狭山丘陵の谷内で想定されているが、危険度は「低い」と予測されている。
- 町で発生する風水害は梅雨前線、台風等の水害が多く、過去の水害は残堀川からの溢水が多い。近年では内水氾濫による被害が増加しており、被害発生地区は広範囲に渡る。
- 土砂災害警戒区域*は 42 か所指定され、うち 34 か所に土砂災害特別警戒区域*が指定されている。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「狭山丘陵を中心とする緑地ゾーンと田園ゾーンにおいては、緑地の保全をはかり、都市防災緑地としての機能の形成をはかる」と位置づけ。

- ◆土砂災害警戒区域周辺の安全性の向上が望まれる。
- ◆溢水による内水氾濫の防止に向けた町内河川の早期改修が望まれる。

■ 避難体系

【みどりの現況】

- 指定緊急避難場所は5か所、指定避難所は9か所、広域避難場所等は11か所、一時避難場所は2か所、二次避難所は2か所が指定。
 - 町内の緊急道路障害物除去路線※は以下の路線が指定。
 - ・国道16号 ・都道166号瑞穂あきる野八王子線
 - ・主要地方道5号新宿青梅線（青梅街道・新青梅街道） ・主要地方道44号瑞穂富岡線
 - ・都道163号羽村瑞穂線 ・町道3号線 ・町道7号線
- ※：緊急交通路、緊急輸送路等を確保するため、震災時に当該路線の路上障害物の除去および陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行う路線。

- ◆広域避難場所や一時避難場所となる公園のみどりなど、園内の適正な管理と防災・減災機能の強化および、避難路等で道路機能の維持・発揮できるようみどりの適正な管理が望まれる。
- ◆安全性と緑化の面から、倒壊の危険性の高いブロック塀の生垣への変更が望まれる。

■ 都市構造

【みどりの現況】

- 「瑞穂町地域防災計画」では、「地震による出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある」、また、「災害に強い都市づくり」として「延焼遮断帯の想定」をそれぞれ位置づけ。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「市街地の農地は、環境、防災などの多面的機能をもつ都市空間の形成に資する資源として保全に努める」と位置づけ。

- ◆残堀川等において、親水性の高い水辺空間の創出が望まれる。
- ◆火災延焼の遮断機能の発揮に向け、公園や農地等のオープンスペースの確保が望まれる。

（４）景観に関する課題



■ 自然景観

【みどりの現況】

- 町の代表的な自然的景観は狭山丘陵であり、古多摩川が形成した扇状地内に川の中州のように存在する丘陵で、「緑の孤島」と例えられている。
- 中央に位置する狭山神社周辺の樹林地は、カタクリの群生地となっている。
- 長岡長谷部地区の良好な茶畑風景ほか、栗原や長谷部、下師岡の新田地区にみられる整然な短冊状の地割りが良好な田園景観を形成。
- 空気の澄んだ日には、町内の各所から富士山の壮大な眺望が望める。
- 六道山公園が新東京百景*、狭山池公園が多摩川50景*に選定。

- ◆狭山丘陵や平地の樹林地等のみどりを軸とした自然景観の保全・管理が望まれる。
- ◆町民が憩える狭山池公園や六道山公園等のみどりの拠点の継続した保全・管理が望まれる。
- ◆水田や畑地など、短冊状の地割りが残る田園景観の保全が望まれる。



■ 歴史景観

【みどりの現況】

- 多くの文化財や神社、仏閣などの歴史的建造物や鎮守の森など、多くの歴史的景観が残る。
- 一部の河川には、昔ながらの趣がある石積み護岸や石積み擁壁がみられる。
- 耕心館は、武蔵野の旧家の佇まいを残し、屋敷林に囲まれた歴史と文化を感じさせる景観を形成。

- ◆文化財や歴史建造物と一体となったみどりの保全が望まれる。
- ◆河川・水路の石積み護岸や擁壁、伝統的な屋敷林・鎮守の森の保全・管理が望まれる。

■ 都市景観

【みどりの現況】

- 平成 17 年に建替えられた箱根ヶ崎駅舎や駅前広場は町の顔としての景観を有する。
- スカイホールは時計塔がみどりに囲まれた文化拠点であり、眺望点としても優れている。

- ◆町の玄関口である駅前の良好な景観の創出と適正な維持管理が望まれる。
- ◆スカイホールを中心とした都市景観の修景、町のシンボルとなる景観向上が望まれる。
- ◆市街化区域での建築物等の秩序ある街並みの形成が望まれる。

■ 景観眺望の場

【みどりの現況】

- 町は狭山丘陵からの眺望景観や素晴らしい自然的景観を有し、神社仏閣などの歴史的景観やまちのランドマーク的な都市景観など、多岐にわたる良好な景観を有している（みずほ 10 景）。

- ◆富士山をはじめとした山並みなど、眺望が良好な視点場の整備や P R が望まれる。

（５）生物多様性に関する課題



■ 生物多様性の確保

【みどりの現況】

- 狭山丘陵は侵食谷が無数に発達し、起伏に富んだ地形が自然の多様性を形成。
- 狭山丘陵の植生は、常緑広葉樹林帯と落葉広葉樹林帯の両植物が生育。
- 町内では、自然豊かな狭山丘陵を中心に 880 種以上の生物と 450 種以上の植物を確認。
- 狭山丘陵以外にも狭山池公園では多くの水鳥や水生生物を見ることができ、点在する平地林や屋敷林では多くの植物や昆虫類、鳥類などを確認。

- ◆狭山丘陵や平地の樹林地の植物群落の保全と適正な管理が望まれる。
- ◆樹林地や農地、水辺・水中など、多様な動植物の生息・生育空間の保全が望まれる。
- ◆動物の移動経路となるみどりの連続性・ネットワークの確保が望まれる。



第 3 章 みどりの将来像と目標

3-1 みどりの将来像

瑞穂町は、古くから農作地帯として開けた歴史があり、狭山丘陵をはじめとする豊かなみどりが 있습니다。人とこれらのみどりは、良好なパートナーシップのもとに成長を重ねてきました。

しかし、近年では担い手不足等による耕作放棄地*の増加、樹林地の荒廃、河川の水質悪化、外来種の移入等により、みどりの質の低下が懸念されています。

こうした中、近年では自然環境が有する機能を都市が抱える課題の解決に活用するグリーンインフラへの取組や、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）への取組など、新たな視点によって自然環境の保全や、身近なみどりの保全・創出が進められています。

現在、町では、第5次瑞穂町長期総合計画の将来像である「**すみたいまち つながるまち あたらしいまち** ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」のもと、また、瑞穂町都市計画マスタープランの都市づくりの目標である「**新たな流れを創出する都市 瑞穂 ～未来都市構想～**」のもと、総合的にみどりのあるまちづくりを進めてきています。

本計画では、前計画の理念および上位計画の取組等を踏まえつつ、現在の社会情勢等に対応し、安全・安心な都市の形成、人々の生活に寄り添う身近なみどりの質の向上に努めます。また、減少するみどりの抑制に努めるとともに、現存するみどりの機能を最大限活用し、まちとみどりが調和する、魅力的なまちを形成していきます。

みどりの将来像



みらいにずっとほこれる

“みどり”あるまち



3-2 みどりの将来構造

(1) みどりの配置方針

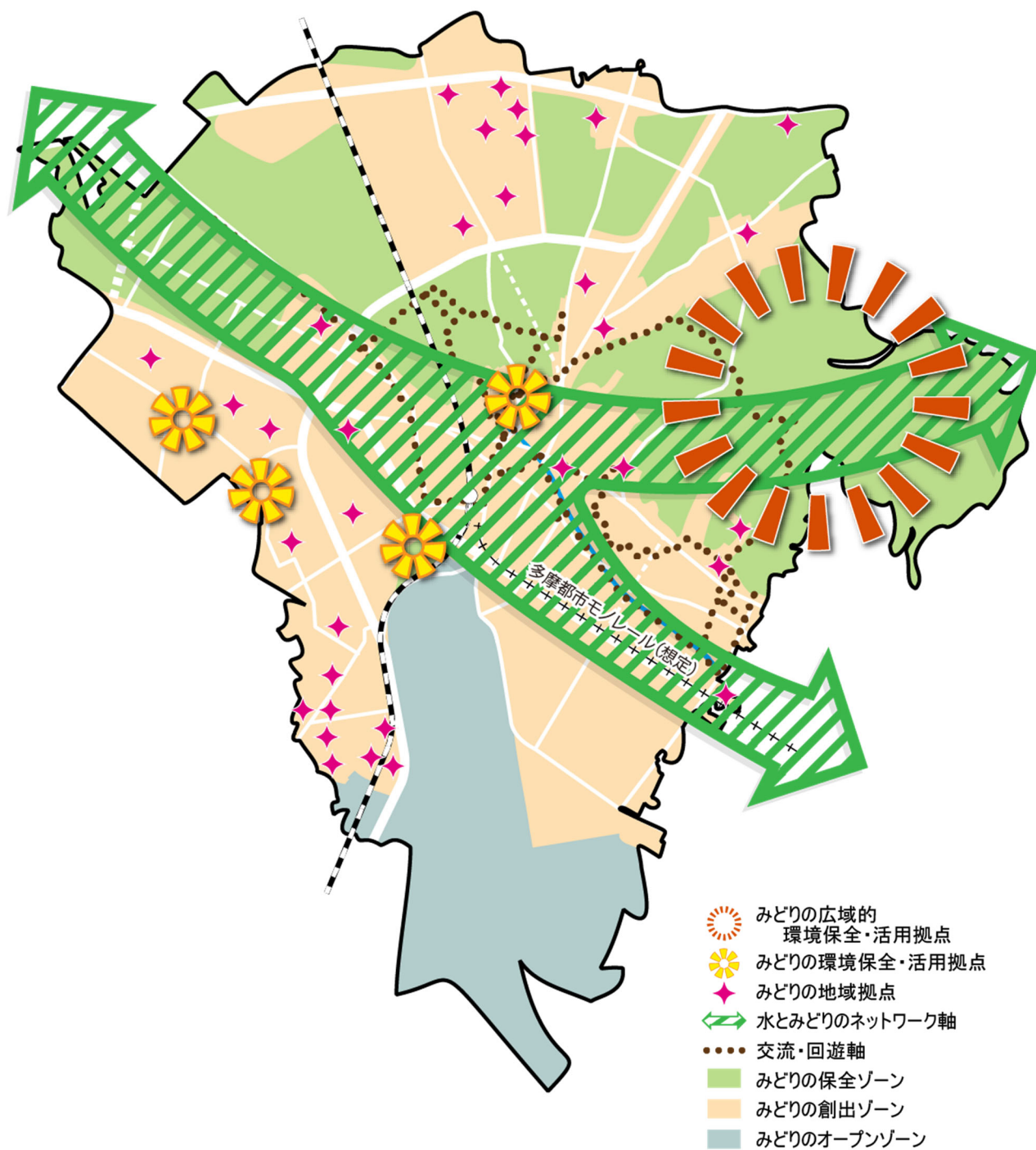
みどりの将来像の実現に向けて、町内のみどりを保全するとともに、みどり豊かな都市環境を形成し、それらの連続性をはかるという観点からみどりの配置方針を設定します。

<拠点・軸・ゾーンの考え方>

拠点	みどりの広域的 環境保全・活用拠点 	狭山丘陵は、瑞穂町および周辺の自治体を含む広域的に中心的なみどりであり、生物多様性や都市環境保全機能のほか、景観等の機能を保全し、町民の自然とのふれあいの場となる広域的な視点から拠点として位置づけます。
	みどりの 環境保全・活用拠点 	都市環境の保全や防災、生物多様性などの機能をもつみどりを保全するとともに、町民の憩いの場となるようみどりの保全や活動の拠点として位置づけます。
	みどりの地域拠点 	町民が日常生活で身近に感じ地域に多く分布するなど、地域を特徴づけるみどりについて、今後も町民の生活の一部となる親しみのある拠点として位置づけます。
軸	水とみどりの ネットワーク軸 	町内の良好な樹林地や農地、水辺の環境、市街地の公園や街路樹等によってみどりの連続性が確保され、今後も保全・活用が求められる軸を、水とみどりのネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）として位置づけます。
	交流・回遊軸 	都市を回遊する歩行空間・動線について、心地よい空間づくりに資するみどりの保全、適切な維持管理を推進する軸として位置づけます。
ゾーン	みどりの保全ゾーン 	市街化調整区域は、狭山丘陵をはじめ樹林地や農地等から形成されている里山が多く残り、良好な自然環境を形成しており、これらの環境を引き続き保全していくゾーンとして位置づけます。
	みどりの創出ゾーン 	新たなまちづくりが進行する地域や今ある市街地においては、町民の豊かな暮らしの実現に向けて、計画的にみどりの形成・創出を推進するゾーンとして位置づけます。
	みどりのオープンゾーン 	広大な横田基地をひとつのみどりの資源として捉え、町の貴重なみどりのオープンスペースとして位置づけます。

(2) みどりの将来構造

みどりの将来像の実現に向け、町内に分布する多種多様なみどりについて、みどりの配置方針を町内に展開することで、みどりの将来構造を設定します。



<みどりの将来構造図>

3-3 みどりの基本方針

みどりの現況・課題をふまえ、将来像を実現していくための取組の柱として、5つの基本方針を設定します。

基本方針1 みどりを つくる

- 地域の身近なみどりの拠点となる公園・緑地などについて、土地区画整理事業等による新たなまちづくりを通じ、地区が抱える課題を考慮した、バランスのとれた配置を進めていきます。
- レクリエーション利用や防災上の中心となる公園の整備を目指します。



基本方針2 みどりを まもり、いかす

- 町の中央から東部に連なる狭山丘陵や町西部の農地、町の中央から東へ流れる残堀川などを瑞穂町のみどりの軸として捉え、この軸を中心として自然と人の営みが共生したみどりのまちづくりを進めていきます。
- 寺社境内地のみどりや屋敷林、農地などを守り、地域コミュニティの場として有効に活用することにより、みどり豊かで潤いのある個性的なまちづくりを進めていきます。
- みどりの適正な維持・管理により、みどりの質の向上に努めます。



基本方針3 みどりを つなげる

- 狭山丘陵をはじめ、公園・緑地・道路の緑化や遊歩道整備、河川の親水整備などによりみどりをつなぎ、レクリエーションの利用の向上をはかるとともに、歩行者の安全性の確保や防災・減災機能の強化、さらに生物の移動経路などとなる水とみどりのネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を進めていきます。



基本方針4 みどりを ふやす

- みどり豊かで美しく快適な街並みの形成に向けて、公共公益施設や住宅地、商店街、工場などの場所や施設の特徴を生かした緑化について、町民と企業と行政が協力し合いながら進めていきます。
- 市街化区域のまちなかでは、既存の植栽帯や街路樹などを生かし、町民に身近なみどりとして既存のみどりをまもり、ふやしていけるよう努めます。



基本方針5 みどりを 広げるしくみを整える

- みどりあふれる快適な生活を営むには、町で生活する私たちが主体となり、自ら行動することが不可欠です。町民と企業、行政といった多様な主体が協力し、みどりあふれる快適な生活のあるまちを実現するために、みどりの重要性への認識を深め、協力体制を創り、自発的な活動の機会の創出や後押しをするしくみづくりを進めていきます。



3-4 計画の目標

みどりのまちづくりを着実に展開していくため、その効果をはかる計画の目標を設定します。

目標① みどり率

将来に渡って守っていくべき既存のみどりと、今後新たに創出するみどりをあわせて、870ha（みどり率 51.7%）を目指します。

平成 25 年から平成 30 年のみどり率の推移をみると、5 年間で約 3.9ha（0.2 ポイント）の減少となっており、今後も開発・土地利用転換によるみどりの減少が懸念されます。

一方で、本計画にもとづく町内のみどりの保全や開発区域内の緑化・新たな公園整備などみどりをまもり・ふやす取組の見込みもあることから、みどりの総量としては概ね現状維持を目標とします。

現状値（平成 30 年調査）	目標値（令和 23 年度）
都市計画区域面積に対し、 約 866ha みどり率 51.5%	都市計画区域面積に対し、 約 870ha みどり率 51.7%

目標② 定住理由の割合

「自然環境が良い」ことを定住理由とする町民の割合 60%を目指します。

瑞穂町住民意識調査の結果によると、「住み続けたい理由」として「自然環境が良い」が平成 11 年調査から直近の令和元年調査にかけて、50%前後を示す最も多い回答となっています。良質な自然環境の維持・創出をはかり、引き続き高水準の維持を目標とします。

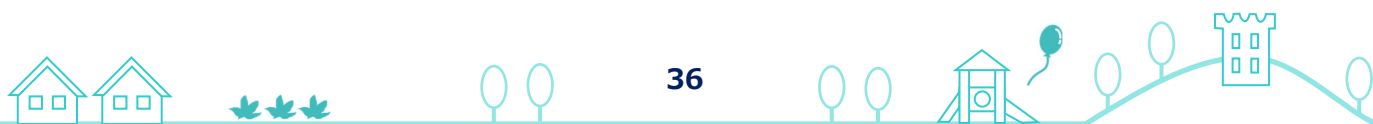
現状値（令和元年調査）	目標値（令和 23 年度）
住み続けたい理由 『自然環境が良い』 54.4%	住み続けたい理由 『自然環境が良い』 60%

目標③ 公園ボランティアの登録数

公園ボランティアの登録数個人 60 人・団体等 10 団体を目標とします。

平成 29 年以降徐々に活動団体の数が減少傾向にあります。今後更に町民など多様な主体による協働の取組の必要性が高まっていくと予想されることから、意識啓発活動等を通して登録数の増加を目標とします。

現状値（令和 3 年）	目標値（令和 23 年度）
公園ボランティアの登録数 個人 48 人 団体等 8 団体	公園ボランティアの登録数 個人 60 人 団体等 10 団体



第4章 将来像実現のための取組

4-1 施策の体系

次の施策体系のもとに、計画目標の達成・将来像の実現を目指します。

みどりの将来像



みらいにずっとほこれる “みどり” あるまち

基本方針1 みどりを つくる



施策方針1-1
公園・緑地等の確保

- ① 新たな公園・緑地の整備
- ② ポケットパークや遊び場等の整備

施策方針1-2
公共施設緑地の確保

- ① グランド・広場内の緑地の確保

基本方針2 みどりを まもり、いかす



施策方針2-1
樹林地等の保全・活用

- ① 狭山丘陵の計画的な保全・活用
- ② 保存樹林地・保存屋敷林等の指定
- ③ 長期安定化方策の検討
- ④ 市民緑地制度の活用

施策方針2-2
樹木等の保全・活用

- ① 天然記念物となっている樹木の保全
- ② 保存樹木等の指定
- ③ 樹木の適正な維持管理
- ④ 町民主体の保全活動への支援

施策方針2-3
農地の保全・活用

- ① 優良農地の保全・活用

施策方針2-4
公園・緑地等の維持・活用

- ① 公園・緑地等の質の向上
- ② みどりの機能の強化

施策方針2-5
新たな維持管理体制の導入

- ① 多様な主体による管理の検討



基本方針 3 みどりを つなげる



施策方針 3-1

水とみどりのネットワークの形成

① 道路沿道の緑化の推進

② 河川の保全・活用

施策方針 3-2

居心地がよい空間の形成

① みどりとのふれあい環境づくり

② 親水スポットの整備

基本方針 4 みどりを ふやす



施策方針 4-1

公共公益施設の緑化

① 公園の緑化の推進

② 郷土の自然に調和した公園づくり

③ 公共公益施設の緑化の推進

④ 町民参加による緑化の推進

施策方針 4-2

民有地の緑化

① 地域性に合わせた緑化の推進

② 新市街地における緑化の推進

③ 町民による緑化活動への支援

基本方針 5 みどりを 広げるしくみを整える



施策方針 5-1

みどりの普及・啓発の推進

① P Rの実施

② 教育の推進

③ みどりにふれる機会の創出

④ 町民の緑化意識の啓発

施策方針 5-2

町民によるみどりのまちづくり
の推進

① 町民参加のためのしくみづくり

② 担い手となる町民や活動団体の育成・支援

施策方針 5-3

支援体制の構築

① 財源の充実

② 緑化推進体制の強化

③ みどりの調査・研究



4-2 施策の内容

基本方針 1 みどりを つくる



施策方針 1-1 公園・緑地等の確保



町民の憩いの場・子どもたちの遊び場として、公園が不足する地域や新たな開発が行われる場所等において、新しい公園・緑地の整備を進めます。

施策① 新たな公園・緑地の整備

市街地整備を伴う箇所については、設置基準・町民ニーズにもとづく新たな公園・緑地等を整備し、地域の方々が憩い・安らげる空間の確保に努めます。

長期未着手・未整備となっている都市計画公園等については、その必要性も含めて再度検討を行うとともに早期実現に向けた取組を推進します。また、必要に応じて都市計画の変更等を行います。



<長岡公園>

施策② ポケットパークや遊び場等の整備

道路等の公共施設整備により創出される残地等を利用したポケットパークや休憩スペース等の整備を推進し、散歩途中の休憩など、気軽に利用できる身近な緑地の確保に努めます。

また、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」にもとづき、民間開発行為に対する公園等の整備を指導します。



<歩道脇の休憩スペース>



施策方針 1 - 2 公共施設緑地の確保



グラウンド・広場等の適切な維持管理・確保により、町民の活動的・健康的な生活を支援します。

施策① グラウンド・広場内の緑地の確保

既存のグラウンド・広場等については、緑地スペースの確保に努めます。また、町がグラウンドや広場を整備する際には、主管課と調整し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」に準じた緑地の確保に努めます。



基本方針 2 みどりを まもり、いかす



施策方針 2-1 樹林地等の保全・活用



樹林地など一団のみどりは、環境保全や生物多様性の確保等に大きく貢献しており、まちの貴重な資源となっています。まちを彩る狭山丘陵の豊かなみどりや屋敷林・社寺林等について、各種制度の運用により持続的なみどりとして保全・活用していきます。

施策① 狭山丘陵の計画的な保全・活用

都民が自然とふれあう場として整備を進めている都立野山北・六道山公園については、東京都の進める公園整備事業に協力し、事業の推進をはかります。

狭山丘陵の周辺については、「瑞穂町環境基本条例」等にもとづき、今後とも適正な開発指導と狭山丘陵の自然環境の保全に努めます。



<町立文化の森 六道山公園>

施策② 保存樹林地・保存屋敷林等の指定

樹林地、屋敷林等については、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」により保全に努めます。

また、奨励金の交付等により、所有者の管理負担軽減に努めます。



<保存樹林地>



施策③ 長期安定化方策の検討

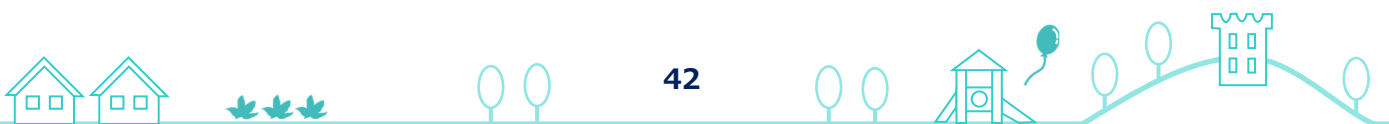
一団の樹林地や社寺林等については、長期的に安定した緑地とするため、「都市緑地法」にもとづく緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定による法的な担保性の向上について検討します。

また、将来にわたり保全すべき樹林地等について、公有地化等が可能であるか検討します。

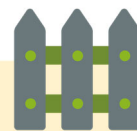
施策④ 市民緑地制度の活用

民有地の緑地等については、地域の人々が利用できる公開された緑地となるよう、「都市緑地法」にもとづく市民緑地制度の活用を検討します。

また、市民緑地の公開にあたっては、みどりの適切な管理に努めるとともに、利用しやすいよう遊歩道等の設置について検討します。



施策方針 2-2 樹木等の保全・活用



まちの歴史を伝える貴重な樹木などを次世代に引き継ぎ、まちの財産として守り育てていくため、町・町民・企業等が一丸となって保全・活用に取り組みます。みどりの保全にあたっては、町民の安全確保を最優先としつつ、必要なみどりを見極め、維持管理を行います。

施策① 天然記念物となっている樹木の保全

五輪様のかきの木や多羅葉樹など町の天然記念物に指定されている大樹について、今後とも町の歴史的なシンボルとして保全していきます。



＜福正寺の多羅葉樹＞

施策② 保存樹木等の指定

歴史的樹木や市街地の貴重な大樹等については、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」にもとづく指定を行い、保全していきます。

また、奨励金の交付等により、所有者の管理負担軽減に努めます。

施策③ 樹木の適正な維持管理

樹勢を維持するため、剪定等の適期・適切な管理を実施します。一方で、台風・強風等による枝折れ災害、害虫の発生等を未然に防止するため、現地調査や管理者へのヒアリング等を通して樹木の状態を定期的に確認し、伐採・植替え計画の作成など適正な維持管理に努めます。

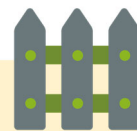
施策④ 町民主体の保全活動への支援

まちなかのみどりをふやし、潤いある景観づくり・災害に強いまちづくりを進めるため、町民が自発的に行う保全活動を支援します。

維持管理に対する補助金を交付するなど、所有者の管理負担の軽減を検討することで、所有者に対して保全への協力を要請していきます。



施策方針 2-3 農地の保全・活用



後継者問題や土地活用など農地が抱える課題は様々あり、また、十分な利用がされていない農地は、まちの安全性や活力の低下を招いてしまう懸念があります。そのため、優良農地の維持と更なる活用を推進します。

施策① 優良農地の保全・活用

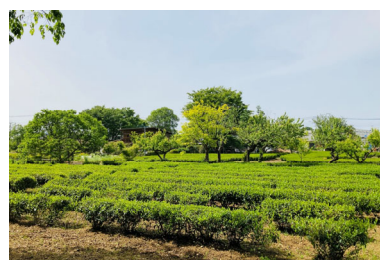
農業振興および農地の有効活用等についての相談対応や定期的な農地パトロール等を実施するなど、農地の荒廃化の防止につながる適正な管理を促進します。

また、農家自らが運営する体験農園や観光農園*の開設を支援するなど、農地の利用促進をはかります。

耕作放棄地や遊休農地*とならないよう、「農地中間管理機構*」の活用による担い手への農地集積や「農業経営基盤強化促進法」等にもとづく農地の流動化を進めるとともに、認定農業者や新規就農者など意欲の高い担い手への営農支援を行います。

市街化調整区域内の農地については、所有者の意向に十分配慮しながら、農地の流動化・保全に努めます。やむを得ず開発を行う場合は、できる限り農地の保全に努めるとともに、周囲の環境と調和するよう、計画的かつ適正な農地の保全・活用策を検討します。

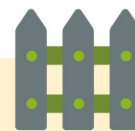
市街化区域内の農地については、景観・環境・防災など多面的な機能をもつまちなかの貴重なみどりとして適正に管理されるよう指導するとともに、「生産緑地制度*」の導入についても検討し、保全・活用を推進していきます。



＜町内の農地＞



施策方針 2-4 公園・緑地等の維持・活用



公園・緑地等は、町民のレクリエーションの場としての機能や、災害時の避難場所・延焼防止等の役割を担っています。子どもからお年寄りまで幅広い世代の方々が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

施策① 公園・緑地等の質の向上

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすい公園となるよう、公園施設のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を進めます。

また、定期的な樹木剪定や草刈り、病虫害措置等を行い、安全安心で快適に利用できる空間づくりを推進します。



＜誰もが使いやすい公園＞

施策② みどりの機能の強化

みどりがもつ5つの機能（環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能、景観形成機能、生物多様性確保機能）強化に配慮した、みどりのまちづくりを進めます。

■ 環境保全機能

適切な維持管理による上質なみどりの保全・創出。

■ レクリエーション機能

公園・ポケットパーク等への遊具設置。

快適な遊歩道・緑道の整備。

■ 防災・減災機能

耐火性ある樹木の植栽・生垣化や公園への防災施設の導入。

崖地等の樹林地の適正な管理。

■ 景観形成機能

農地・屋敷林等の適切な維持管理による田園景観の保全。

街路樹や民有地緑化などによる身近なみどりの創出。

■ 生物多様性確保機能

街路樹や花壇・植え込みへの植栽などによる連続したみどりの確保。

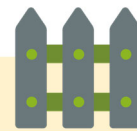
樹林地など一団のみどりの保全。

本計画を生物多様性地域戦略との一体的な計画として見直しを検討。



＜健康器具＞

施策方針 2-5 新たな維持管理体制の導入



町内のみどりの維持管理にあたっては、それぞれに適した方策を検討し、行政・町民・企業等多様な主体が協働でまちのみどりを守っていけるような体制を導入します。

施策① 多様な主体による管理の検討

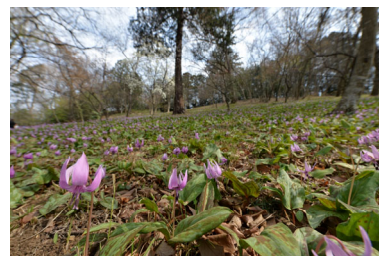
公園・緑地や街路樹など身近なみどりの維持管理においては、町民の愛着を育み、利用促進につなげることを目的に、町民やボランティア、町内会・自治会等との協働による維持管理を検討・実施していきます。

狭山丘陵やさやま花多来里の郷、樹林地などにおいては、東京都との調整をはかりながら、自然保護団体やボランティア等との連携による維持管理・保全活動の支援を行っていくほか、技術指導のもと町民との協働活動が実現できる維持管理方策について検討します。

また、公園の質や利便性の向上をはかるため、維持管理への民間事業者の参入や民間資金投入など公民連携による公園整備・管理の導入についても検討します。



＜狭山丘陵＞



＜さやま花多来里の郷＞



基本方針 3 みどりを つなげる



施策方針 3-1 水とみどりのネットワークの形成



道路沿道や河川とその周辺など、連続したみどりを創出し、狭山丘陵をはじめとした町内に点在する公園等のみどりとのネットワークの形成に努めます。

施策① 道路沿道の緑化の推進

道路の新設や既存の主要道路の改修時など可能な限り歩道を設置するとともに、街路樹等による沿道の緑化を推進し、連続性のあるみどりの創出に努めます。



<街路樹>

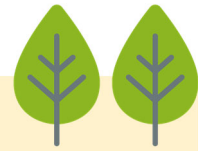
施策② 河川の保全・活用

東京都が設置した残堀川側面部のフラワーポットを活用して心地よい河川環境を創出できるよう、東京都に対して活用について要望していきます。

また、河川の水とみどりの連続性によって形成される豊かな自然環境は、多様な生物の生息地・移動ルートとしての機能も発揮することから、河川および河川周辺のみどりの保全に努めるとともに、人々の潤いある生活を支える景観資源としての維持管理や活用策を検討します。



施策方針 3-2 居心地がよい空間の形成



まちの豊かな自然資源を知り、身近に感じてもらえるよう、訪れた人々が水やみどりとふれあえる場・環境づくりを進めます。

施策① みどりとふれあい環境づくり

「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」にもとづく、回廊ルートの設定や町内の自然・観光資源を示した案内サイン設置・マップの作製、ビオトープ*や遊歩道の整備等について、推進・活用をはかります。



＜観光案内看板＞

施策② 親水スポットの整備

残堀川沿いなどについては、水と親しむとともに休憩ができる親水スポットの整備と、安全な利用環境を維持するための適切な維持管理の実施について検討します。

町内にある歴史的・文化的に貴重な狭山池や丸池といった池については、良好な水辺空間として今後とも保全し、親水レクリエーション空間としての利用をさらに推進していきます。



＜狭山池公園のあずまや＞



基本方針 4 みどりを ふやす



施策方針 4 - 1 公共公益施設の緑化



来町者などまちに訪れた人々を受け入れ、みどり豊かで快適なまちの印象を持たせるため、公園・広場等のほか、駅や役場等の公共公益施設の緑化を推進します。

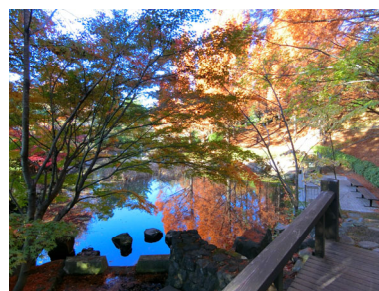
施策① 公園の緑化の推進

「瑞穂町宅地開発等指導要綱」にもとづき、公園面積の20%以上の植栽確保を指導していきます。また、今後ともこの水準を維持するとともに、公園の目的や周辺環境との調和等に配慮した緑化を進めます。

施策② 郷土の自然に調和した公園づくり

公園の整備や質的向上にあたっては、郷土樹種*や野生生物の好む樹種などによる緑化を推進し、町の自然と調和した公園づくりをめざします。

「瑞穂町自然保護等指針」にもとづき、町在来の自然環境や景観を保護するための施策を体系的に整理し、年度ごとの進捗を管理していきます。



<ジュンサイ池>



施策③ 公共公益施設の緑化の推進

小・中学校における校庭芝生について、今後も適正な維持管理を行い、子どもたちが安全に過ごせる空間維持、ヒートアイランド現象の緩和をはじめとした環境問題への対応に努めます。

美しい街並みづくりを先導的に進める役割の強化や、周囲への緑化意識啓発等のため、庁舎をはじめとした公共公益施設の緑化を推進します。

箱根ヶ崎駅周辺や今後新駅が予定されている駅周辺においては、町の顔となることから、玄関口としてふさわしい魅力的な空間づくりを目指した緑化の推進、生き生きとして華やかな植栽の維持に努めます。



<校庭芝生>



<ポールズスカーレット（駅西口）>

施策④ 町民参加による緑化の推進

町の施設や街路樹・花壇などの緑化にあたっては、町への誇りや愛着を育むため、小・中学校や町内会・自治会等と連携した町民参加による緑化活動の実施など、協働による取組を推進します。



<町内学校との協働管理>

施策方針 4-2 民有地の緑化



みどり豊かで彩りあるまちなかを形成するため、住宅地や工業地など地域の特徴にあわせた民有地内のみどりの創出について、町民・企業等と連携した取組を推進します。

施策① 地域性にあわせた緑化の推進

住宅地・工業地などそれぞれの地域に根ざした美しい街並みづくりを進めるため、緑地協定*や建築協定*、地区計画などの導入を検討します。

田園集落が広がる地域では、郷土環境を形成する豊かな自然を可能な限り後世に残し、引き継いでいきます。

工業地においては、騒音などの公害や災害発生時の危険防止、良好な工業地の景観形成のため、「工場立地法」などにもとづく緑化の指導に努めます。

施策② 新市街地における緑化の推進

新たに市街地となる地区においては、町の自然環境と調和した快適で美しい街並みづくりを進め、維持していくために、緑地協定や地区計画などの導入を検討します。

また、雨水浸透機能等をはじめとしたグリーンインフラの導入についても検討します。

施策③ 町民による緑化活動への支援

新築、改築、宅地開発等が行われる際には、町民や企業などに対し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」にもとづく適切な緑化指導を行います。

住宅地においては、生垣設置補助金制度を活用した敷地境界部における生垣の新設やブロック塀の生垣化などを進めます。

また、特に緑化活動の推進について顕著な功績のあった方々に対し、各種表彰制度を活用し、評価していきます。



基本方針 5 みどりを 広げるしくみを整える



施策方針 5-1 みどりの普及・啓発の推進



まちの自然やみどりに関する取組などを発信し、町民の興味・愛着・緑化意識の醸成に努めるとともに、次世代を担う子ども達のみどりに対する認識を高めるため、学校におけるみどりの教育を推進します。

施策① PRの実施

観光情報サイト・SNS*等を活用した季節の草花や瑞穂町の自然環境等についての情報発信・PRを行います。

壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化など町民が主体となる身近な緑化については、広報やパンフレットなどを通して緑化の必要性や有効性等についての周知に努めます。

郷土資料館での「瑞穂の自然と歴史」の展示をはじめとして、駅や公共施設等における紹介展示等の設置・管理を行います。

身近なみどりに興味・愛着をもってもらうため、公園の樹木や大樹に樹木名や木の性質などを紹介するプレートの設置を進めます。

施策② 教育の推進

町の自然にふれ・学ぶ機会として、農業体験や自然体験のできる体験学習の実施や学識経験者・地元ボランティア等による勉強会の実施等を検討します。

自然の大切さやみどりの必要性について、正しい知識を育むため、みどりに関する副読本の作成を検討します。



<小学生による花植え>



施策③ みどりにふれる機会の創出

町にあふれる樹木や野草などのみどりや、そこに生息する生きものの営みなどを学ぶ観察会等の開催を検討します。

産業まつり等の既存イベントと連携した緑化のPR、郷土資料館等の公共施設で町の自然を伝える展示の実施等、みどりと親しむための工夫を取り入れたイベント等の開催を検討します。

また、町民個人で育てたみどりを広報誌等で紹介するなど、みどりを知り、ふれる機会の拡大に努めます。

施策④ 町民の緑化意識の啓発

みどりに関する情報や技術の普及など、みどりに対する町民の相談対応を行います。

町制記念など町にとって喜ばしいことがあったときには、町・みどりの発展や成長を象徴するものとして記念樹の植栽を検討します。

また、苗木や花の苗などの配布を行うことにより、みどりを育てることの楽しさを知ってもらい、緑化意識の向上をはかります。



＜産業まつりでの苗木配布＞

施策方針 5-2 町民によるみどりのまちづくりの推進



長く愛され、生き生きとしたみどりあるまちの実現に向け、町民や活動団体等のニーズを取り入れた整備・維持管理を推進するためのしくみ・制度を検討します。

施策① 町民参加のためのしくみづくり

公園の整備に際しては、その計画づくりの段階から町民参加を検討し、長く愛される、町民のニーズにあった特色ある公園づくりを進めていきます。

みどりを維持管理する「公園ボランティア制度」の運用、シルバー人材センターの活用や町内会・自治会等との協力体制の強化など、みどりの維持管理に関するしくみづくりを検討します。

また、建物の新築や増・改築などで行き場のなくなった樹木などを希望者に仲介して、引き続き育ててもらおうグリーンバンク制度（仮称）の構築を検討します。

施策② 担い手となる町民や活動団体の育成・支援

みどりをつくり、まもり、育てる活動を行う団体の育成やその活動への支援を行っていくしくみづくりを検討します。

また、みどりのアドバイザー（技術指導員）の育成に向けた、情報提供・知識や技術習得の機会の充実等をはかります。

ケーブルテレビ等のメディアと連携し、みどりの活動団体等のPRを行うなど、瑞穂町のみどりのまちづくり活動に対する認知度の向上に努めます。





施策方針 5－3 支援体制の構築

本計画にもとづくみどりのまちづくりを推進するため、財源確保や施策展開のための庁内体制などを構築します。

施策① 財源の充実

平地林などの公有地化や緑地の保全・育成および緑化の推進、町民意識の啓発や高揚をはかるため、「瑞穂町緑の基金」や東京都の助成金等を有効に活用します。

施策② 緑化推進体制の強化

多様な主体が自らの役割を理解し、豊かなみどりのまちづくりを推進していくため、行政と町民、企業などの協働による緑化推進組織・検討会議等の設立について検討していきます。

また、みどりに関する施策の推進体制を確立し、スムーズな取組を展開していくため、庁内関係各課との連携を強化していきます。

施策③ みどりの調査・研究

本計画を適正に運用し、みどりの将来像実現に向けた継続的で効果的な施策の実施をはかるため、定期的に本計画内容の進捗管理を行うとともに、みどりの実態調査や野鳥・動植物の生息状況の調査等を行い、経年変化の把握に努めます。

また、緑地の保全や緑化の手法等について、新たな制度・支援策等の導入検討を含め調査・研究を行います。



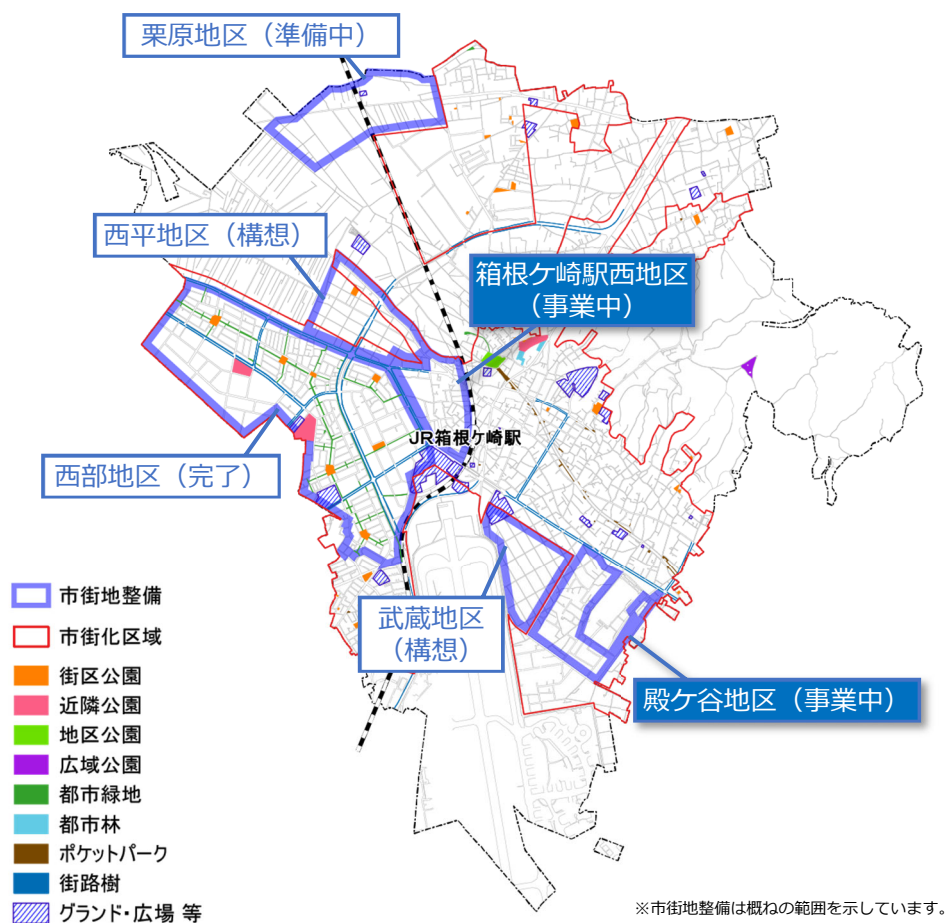
4-3 都市公園の整備・管理の方針

(1) 整備の方針

現在、町内には都市公園（住区基幹公園、広域公園、都市計画緑地・都市緑地）が56か所、ポケットパーク等を含め122.1haの公園面積があります。住民一人当たりが占める都市公園の敷地面積は5.6㎡/人であり、「瑞穂町都市公園条例」で標準と定めている10㎡/人には満たない状態にあります。また、町内の市街化区域内では、殿ヶ谷地区周辺に都市公園が少ない状態にあります。

しかし、殿ヶ谷地区や箱根ヶ崎駅西地区では土地区画整理事業が実施中であり、今後、事業による新たなまちづくりを通じて街区公園を中心とした都市公園が整備される計画であり、同地区には事業完了後、都市公園の充実がはかられます。

今後、開発行為による公園の設置については、適正な規模・配置となるよう計画・指導していきます。



<都市公園の分布図>

(2) 管理の方針

町内の都市公園については、以下に示す方針に従って公園の管理を実施していきます。

◆遊具や建築物等の公園施設は、定期的な点検を実施し、安全性の確保や機能の維持をはかりつつ、「瑞穂町公共施設等総合管理計画」や町内の管理基準にもとづき、管理費の縮減や平準化をはかり、計画的な改修・更新を行うことで適正な管理を推進します。



<公園遊具の点検>

◆園内の樹木は、公園利用者が緑陰で憩える場を提供するほか、良好な景観を形成します。一方で、大径木は園内への見通しを妨げることで防犯面や、老木や腐朽木の倒木による安全面が低下する恐れもあることから、樹齢を考慮した適正な管理を推進します。



<みずほエコパーク>

◆大規模な公園の管理は、多様な利用者ニーズへの対応や効率化、経済性を見据えて指定管理者制度等の民間活力を導入した管理を推進します。また、都立野山北・六道山公園は、町管轄部について適正な管理を推進するほか、東京都の実施する管理に対して協力します。



<下師岡公園>

4-4 緑化重点地区・保全配慮地区

(1) 緑化重点地区

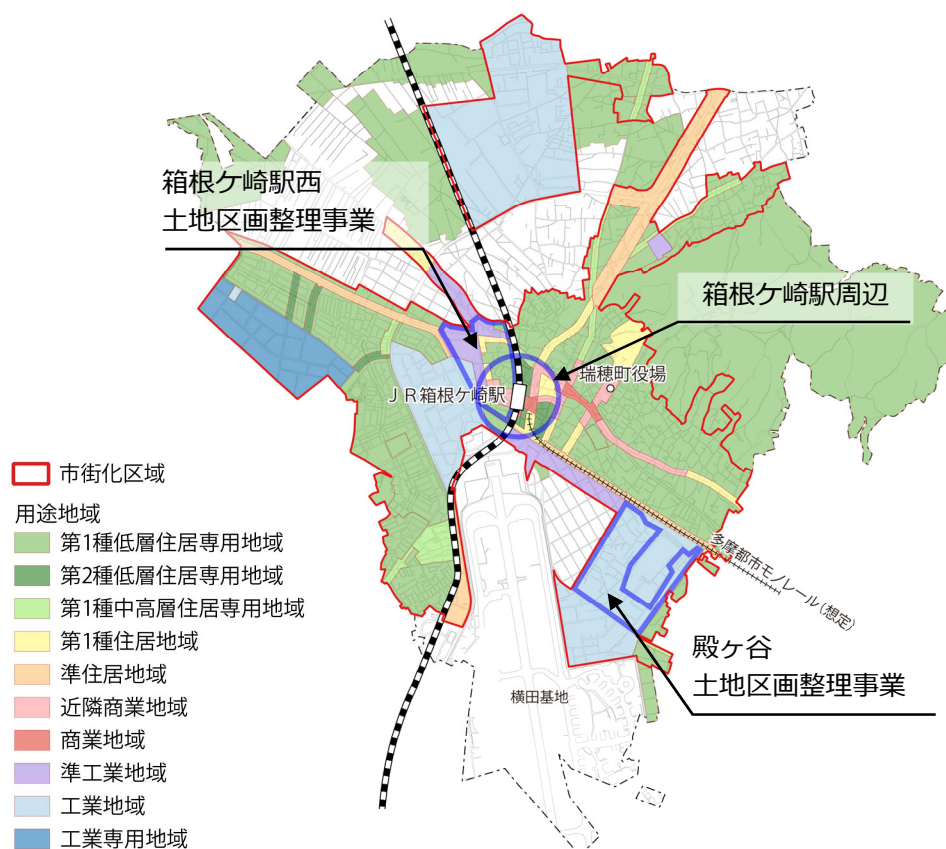
① 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号で「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

そのため、本計画で設定した「みどりの将来像」や「みどりの将来構造」、「みどりの基本方針」等を踏まえ、「将来像実現のための取組」に定めた諸施策にもとづき、緑地の整備や緑化等を重点的に推進する地区を緑化重点地区として設定します。

② 緑化重点地区指定の考え方

緑化重点地区は、町が今後も継続的にみどりの保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことから、みどりの将来構造で「みどりの創出ゾーン」に設定した以下の地区を位置づけます。



<緑化重点地区位置図>

箱根ヶ崎駅周辺

地区概要

箱根ヶ崎駅は、鉄道による町の玄関口であり西口、東口ともに交通の要衝として多くの町民や来訪者が利用します。みどりの将来構造においても水とみどりのネットワーク軸を構成する施設として位置づけられています。

緑化の方向性

- ・現在の駅前、西口、東口ともにロータリーが設置しており、ロータリーの緑化がはかられている状況にあります。
- ・今後もこうしたみどりを適正な管理を通じて維持していくとともに、駐車場や民間商業施設等においては敷地内の積極的な緑化を推進してもらえるよう働きかけていきます。
- ・なお、西口に計画されている未着手の公園 3 か所については、着工に向けて取り組んでいきます。
- ・特に、重点整備に位置づけられている稲荷ヶ丘公園については、早期に着工していきます。

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

地区概要

箱根ヶ崎駅に隣接し、町の中心市街地を形成する地区となっていますが、都市基盤が未整備な箇所について、道路や公園等の整備を推進することで宅地の利用増進をはかり、宅地の利用増進と駅周辺の活性化、健全な市街地の形成を目的として、土地区画整理事業が施行されている地区です。

緑化の方向性

- ・土地区画整理事業の実施により、公園の整備等を通じて事業地区内において計画的に緑化をはかっていきます。
- ・新たに整備される道路については、十分な幅員のある歩道に対し街路樹や花壇・植え込みを整備することで緑化をはかっていきます。
- ・前述したとおり、重点整備に位置づけられています稲荷ヶ丘公園については、事業内において早期に着工していきます。



殿ヶ谷土地区画整理事業

地区概要

本地区は、主として工業系開発が進展しつつある地域であり、今後も町の産業基盤を担う工業ゾーンと一部の住宅ゾーンとして位置づけられています。主要地方道新宿青梅線（新青梅街道）を主とする自動車交通の利便性を反映し、地区周辺に大規模な工場等が立地しており、今後も都市的な土地利用が計画されている中、市街地基盤の整備改善と環境整備を目的に土地区画整理事業が施行されている地区です。

緑化の方向性

- ・土地区画整理事業の実施により、公園の整備等を通じて事業地区内において計画的に緑化をはかっていきます。
- ・新たに整備される道路については、十分な幅員のある歩道に対し街路樹や植え込みを整備することで緑化をはかっていきます。
- ・本事業地区内には、未着手の公園が3か所あります。これらの公園については、着工に向けて取り組んでいきます。
- ・特に、一本榎公園については重点整備に位置づけられています。



(2) 保全配慮地区

① 保全配慮地区の概要

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第6号で「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

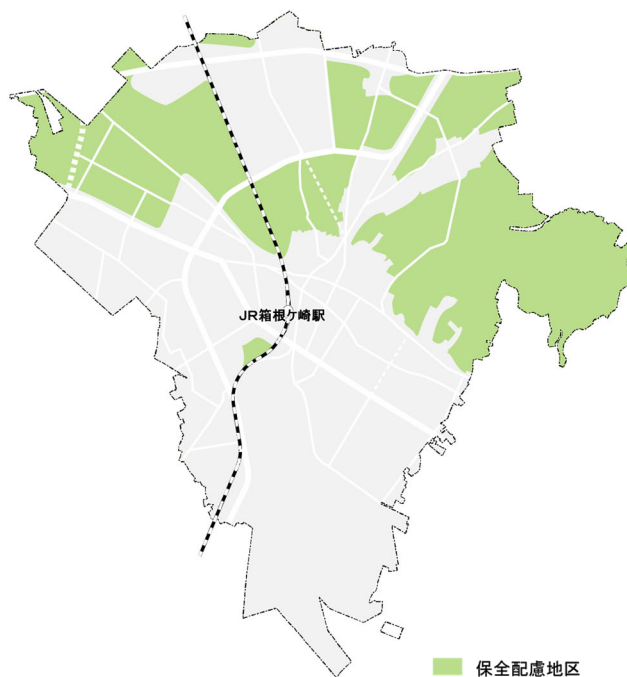
具体的には風致景観の保全や自然生態系の保全のほか、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、みどりが形成する環境が広がる地区を保全配慮地区として設定します。

② 保全配慮地区指定の考え方

瑞穂町では、町民の快適な生活環境の形成を目指し、市街地を中心としたまちなかの緑化がはかられています。

一方で、市街化調整区域については、農地のほか、狭山丘陵を中心とした貴重な林野が広がっており、生態系の観点からも貴重なみどりの環境が形成されています。

そこで、瑞穂町の保全配慮地区は、みどりの将来構造においてみどりの保全ゾーンに設定した、開発区域を除く市街化調整区域全域とします。



<保全配慮地区位置図>

保全の方向性

・農地の保全…

優良農地の保全や営農支援を進めるとともに、農地の観光、景観資源としての活用を図ります。

・林野の管理…

狭山丘陵は東京都と連携した適正な管理に協力するとともに、平坦地に分布する貴重な林野については所有者が実施する管理に対し町や関係機関により支援を実施し、所有者の管理負担の軽減をはかります。

・水辺の保全…

狭山丘陵内の湧水池や湿地については町民との連携・協働による保全・管理を推進します。

第5章 計画の実現に向けて

5-1 推進体制

本計画の推進にあたっては、町民・各種取組団体・民間事業者・町の多様な主体がそれぞれの役割を理解し、協働・連携により取り組んでいく必要があります。

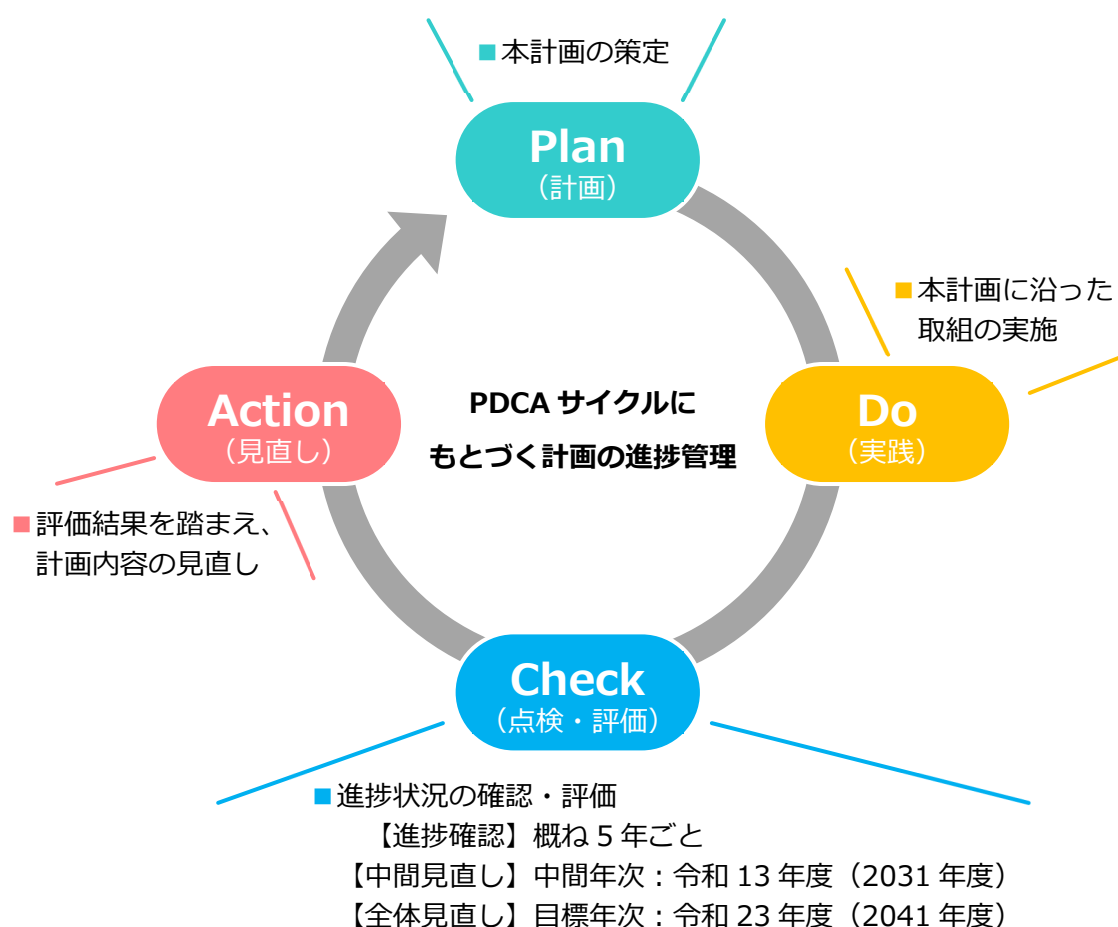


5-2 進捗管理

継続して取組を進めていくため、【計画（Plan）／実践（Do）／点検・評価（Check）／見直し（Action）】からなる【PDCA サイクル】にもとづき、的確な進捗管理を実施していきます。

本計画は、20年後の令和23年度（2041年度）を目標年次としていますが、概ね5年ごとに【進捗確認】として施策の進捗状況の確認・評価、中間年次となる令和13年度（2031年度）に【中間見直し】として計画全体の進捗状況の確認・評価、計画内容の見直しを行います。

なお、社会状況の変化や上位計画における方針転換などがあった場合には、必要に応じて適宜内容の見直しを行います。



資料編

1. 策定経過

(1) 瑞穂町緑の基本計画改定庁内検討委員会

回数	開催日	議題
第1回	令和3年 8月13日	1 委員辞令交付 2 瑞穂町緑の基本計画の改訂について ・これまでの経緯 ・改定のポイント ・現行計画の進捗状況及び新規施策（各課への調査結果） 3 今後のスケジュールについて
第2回	令和3年10月28日	1 瑞穂町緑の基本計画（素案）【第1章～第3章】の内容確認に関する留意事項 2 意見シートの提出について ※【書面開催】各委員へ上記資料を送り、意見集約を実施
第3回	令和3年12月10日	1 瑞穂町緑の基本計画（素案）【第1章～第5章】の内容確認に関する留意事項 2 意見シートの提出について ※【書面開催】各委員へ上記資料を送り、意見集約を実施
第4回	令和4年 2月24日	1 町民への意見募集等の実施結果 2 瑞穂町緑の基本計画改定（案）の承認

(2) 意見公募

期間	意見数
令和4年2月4日 ～ 令和4年2月17日	5 件

(3) 瑞穂町緑の基本計画改定庁内検討委員

No.	委員会役職	職名
1	委員長	都市整備部長
2	副委員長	都市整備部建設課長
3	委員	住民部地域課長
4	委員	住民部環境課長
5	委員	福祉部福祉課長
6	委員	都市整備部都市計画課長
7	委員	教育部図書館長

(4) 瑞穂町緑の基本計画改定庁内検討会議要綱

令和3年7月20日
訓 令 第 6 号

(設置)

第1条 瑞穂町緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するため、瑞穂町緑の基本計画改定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「課等」とは、瑞穂町議会事務局設置条例（昭和52年条例第41号）第1条に規定する事務局、瑞穂町組織規則（平成20年規則第9号）第2条に規定する課、瑞穂町会計管理者の補助組織規則（平成19年規則第24号）第2条第1項に規定する会計課、瑞穂町教育委員会事務局処務規則（平成25年教育委員会規則第2号）第2条第1項に規定する課及び瑞穂町図書館処務規則（平成25年教育委員会規則第3号）第2条に規定する図書館をいう。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、町長に報告する。

- (1) 基本計画の策定に伴う事業の把握、調査等に関すること。
- (2) 基本計画の全体構想及び地区別構想に関すること。
- (3) 基本計画の実現方策の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 検討会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市整備部都市計画課長
- (3) 都市整備部建設課長
- (4) 住民部地域課長
- (5) 住民部環境課長
- (6) 福祉部福祉課長
- (7) 教育部図書館長

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長1人を置き、座長に都市整備部長を、副座長に都市整備部建設課長をもって充てる。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長を補佐し、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、その委員が指名する代理者を出席させることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定担当)

第7条 課等の長は、その課等に所属する係長及び主査のうちから1人を策定担当として選任する。

- 2 策定担当は、委員会と課等の連絡調整、所属する課等のとりまとめ等を行うものとする。
- 3 課等の長は、第1項の規定により選任した職員の職及び氏名を座長に報告する。
- 4 課等の長は、第1項の規定により選任した職員が異動したとき、又は事故等によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに、策定担当を選任し直すものとする。
- 5 前項の規定により選任された職員は、第1項の規定により選任された職員とみなす。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、都市整備部建設課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、発令の日から起算して1年を超えない範囲内において初めて招集される検討会議の会議の日から施行する。ただし、次項の規定は、発令の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定により行う検討会議の運営に必要な手続その他の行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

(失効)

3 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2. 用語解説

あ行

SNS（えすえぬえす）

SocialNetworkingService（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。同じ Web サイトに登録した利用者同士が交流できる Web 上の会員制サービス。

か行

外来種

過去あるいは現在の自然分布域外に導入（人為によって直接的・間接的に自然分布域外に移動させること）された種（亜種、またはそれ以下の分類群もこれに準じる）のこと。

観光農園

観光客に農作物の収穫を体験してもらい、その収穫物を販売することで対価を得ている農園のこと。

郷土樹種

もともとその地域に自然に生育している樹木に対する総称。

建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体がこれを認可することにより、その安定性・持続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。

耕作放棄地

過去 1 年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地のこと。

さ行

市街化区域

都市計画法にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備、面的な整備を行うことにより積極的に市街地をつくっていく区域。

市街化調整区域

都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の 1 つであり、市街化を抑制すべき区域。

指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法改正により創設された公の施設の管理に係る制度で、地方公共団体が指定する者（指定管理者）が公の施設の管理を行う。

児童遊園

児童福祉法第 40 条に規定されている、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

市民緑地

都市内に緑とオープンスペースを確保し良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、SARS-CoV-2 と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症。2019 年の終わりごろから感染が急拡大したのをきっかけに、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に定着させた日常生活「新しい生活様式」が求められるようになった。

侵食谷

河川や氷河の侵食作用によって形成された谷で、おもに地殻運動が原因となって生じる構造谷に対する語。

新東京百景

東京都が「都民の日」（10 月 1 日）の制定 30 周年を記念して昭和 57 年に選定した、都内に所在する自然景観、都市景観、名所・旧跡など、訪れた人々の心に感動や安らぎを与える景勝地。

生産緑地制度

良好な都市環境を確保し、農林漁業との調整をはかりつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全をはかることを目的として設けられた制度。30 年間の営農を条件として税制優遇などが適用される。

生物多様性

生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という 3 つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

た行

体験農園

農家自らが開設し、都市住民に利用してもらう農園で、農園主のきめ細かい指導のもとで農業体験を行うもの。

宅地開発等指導要綱

自治体が宅地開発に対して独自に技術基準などの取扱いを定めているもの。

立川断層帯

関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する断層帯。埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る断層帯で、名栗断層と立川断層から構成されている。全体として長さは約 33km。

多摩川 50 景

多摩川への関心を高め河川環境整備の方向性を探ることを目的として、昭和 59 年に多摩川流域リバーミュージアムが市民投票をもとに選定した、多摩川の魅力あふれる美しい風景。

地区計画

都市計画法にもとづき、一定規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設等の配置など、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを行うために定められる計画。

町民農園

高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多用な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」にもとづいて指定・告示された区域のこと。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理法にもとづき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進をはかるために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

な行

農地中間管理機構

平成 26 年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」となる組織であり、農用地等を貸したいという農家（出し手）から、農用地等を借りたいという担い手(受け手)への貸付けを行う。

は行

Park-PFI（ぱーくぴーえふあい）

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

バリアフリー

「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取りのぞくことで生活しやすくしようという考え方のこと。

ヒートアイランド現象

郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語の合成語で「いろいろな野生の生きものが暮らせる場所」を意味する。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれた小さなスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

ま行

みずほ 10 景

瑞穂町らしい景観を知ることによって町の良さを再発見してもらうため、平成 8 年に瑞穂町が実施したアンケート調査をもとに選定された、町の代表的な景観資源。

や行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

緑地協定

都市緑地法第 45 条にもとづき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

緑地保全地域

都市緑地法第 5 条にもとづき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの。建築行為など一定の行為の制限がかかるが、税金の優遇等により樹林地を所有する負担を軽減することができる。

瑞穂町緑の基本計画

令和4年3月

【発行】

瑞穂町 都市整備部 建設課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL 042-557-7659

FAX 042-556-3401



瑞穗町